

予 算 決 算 委 員 会 会 議 録

招 集

令和3年3月15日（月）午前10時 議場

出席委員（25名）

| | | | |
|--------------|---------------|---------|---------|
| （委員長）田 村 謙 介 | （副委員長）西 川 章 三 | | |
| 安 達 卓 是 | 石 橋 佳 枝 | 伊 藤 ひろえ | 稲 田 清 |
| 今 城 雅 子 | 岩 崎 康 朗 | 遠 藤 通 | 岡 田 啓 介 |
| 岡 村 英 治 | 奥 岩 浩 基 | 尾 沢 三 夫 | 門 脇 一 男 |
| 国 頭 靖 | 土 光 均 | 戸 田 隆 次 | 中 田 利 幸 |
| 前 原 茂 | 又 野 史 朗 | 三 嶋 秀 文 | 矢 倉 強 |
| 安 田 篤 | 矢 田 貝 香 織 | 渡 辺 穰 爾 | |

欠席委員（0名）

説明のため出席した者

伊木市長 伊澤副市長 浦林教育長
【総務部】辻部長 永瀬防災安全監
〔財政課〕下関次長兼課長 大塚総括主計員
【総合政策部】八幡部長
【市民生活部】朝妻部長
【福祉保健部】景山部長
【こども未来局】湯澤局長
【経済部】杉村部長
【文化観光局】岡参事兼局長
【都市整備部】隠樹部長
【下水道部】矢木部長
【淀江支所】橋井支所長
【教育委員会】松田局長兼教育総務課長
【水道局】細川局長

出席した事務局職員

松下局長 土井次長 瀬尻局長補佐兼庶務担当局長補佐 先灘調整官
佐藤議事調査担当係長 安東議事調査担当主任

傍聴者

報道機関 1社 一般 8人

審査事件

議案第26号 令和2年度米子市一般会計補正予算（補正第16回）
議案第27号 令和2年度米子市国民健康保険事業特別会計補正予算（補正第3回）
議案第28号 令和2年度米子市駐車場事業特別会計補正予算（補正第2回）
議案第29号 令和2年度米子市介護保険事業特別会計補正予算（補正第3回）
議案第30号 令和2年度米子市後期高齢者医療特別会計補正予算（補正第2回）
議案第31号 令和2年度米子市米子インター周辺工業用地整備事業特別会計補正予

算（補正第1回）

- 議案第32号 令和2年度米子市水道事業会計補正予算（補正第2回）
- 議案第33号 令和2年度米子市下水道事業会計補正予算（補正第2回）
- 議案第34号 令和3年度米子市一般会計予算
- 議案第35号 令和3年度米子市国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第36号 令和3年度米子市土地取得事業特別会計予算
- 議案第37号 令和3年度米子市駐車場事業特別会計予算
- 議案第38号 令和3年度米子市市営墓地事業特別会計予算
- 議案第39号 令和3年度米子市介護保険事業特別会計予算
- 議案第40号 令和3年度米子市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第41号 令和3年度米子市米子インター周辺工業用地整備事業特別会計予算
- 議案第42号 令和3年度米子市水道事業会計予算
- 議案第43号 令和3年度米子市工業用水道事業会計予算
- 議案第44号 令和3年度米子市下水道事業会計予算

~~~~~

#### 午前10時00分 開会

○**田村委員長** ただいまから予算決算委員会を開会いたします。

本日は、当委員会に付託されました議案第26号から議案第44号までの19件について総括質問を行っていただきます。

委員は質問席において、当局は自席にて起立の上、発言をお願いいたします。

初めに、よなご・未来、土光委員。

〔土光委員質問席へ〕

○**土光委員** 会派よなご・未来、土光均です。私は令和3年度米子市一般会計予算の中の2つの事業、米子駅南北自由通路等整備事業、それから公立保育所整備事業、この2つについて質問をしていきます。

まず最初に、米子駅南北自由通路等整備事業、これに関して。質問の前というか、この事業、これは私自身は今でも何で63億もかけて歩道橋だという思いは変わりません。それに関しては、これまでこの議会でもいろいろ私の意見やり取りをしました。その思いは今でも変わりませんが、実際既に建設工事がもう始まっていて、今回事実上、これを完成させるという予算が出ているということで、今日はそういう視点ではなくて、もしできるのならという前提で考えて、私は前からずっと気になっていることがあります。それについて質問をしていきます。

質問通告には、北側正面の「部屋」の用途、環境についてというふうに書きました。これは何が言いたいかという、まずこれを見てください。私自身もこの質問通告を書くときにどういうふうに言っていかなかったのか分からなかったもので、「部屋」というふうに書いてしまいました。これのことです。ここの、この部分のことです。これは、これまでデザイン案とかいろいろ、A案、B案とか市民の意見を聞いて最終的にこれに落ち着いた、そういった、ここのことについて質問をします。

これ、外から見てどういう具合に見えるかというのは、いろいろ議論されてこの結果に落ち着いたということで、私は、この中にいる人、この中の環境がどういう環境なのかというのがずっと気になっていました。事前の聞き取りなんかでいろいろお聞きはしました。まず、質問します。ちょっと名前が部屋としか言えないので、この部分、これは実際に完成した暁には、市民はどのような用途で使うことになるかというのを、まず説明ください。

○**田村委員長** 隠樹都市整備部長。

○**隠樹都市整備部長** 先ほどお示しがありました場所ですけれども、使う場合には、通路の一部として使っていただくこととなります。なかなか絵のほうがちよっと分かりにくいところもありますけれども、実際に南側から歩いてきますと、正面にそういった大きなガラス面が見えるようになっていきます。そのガラスというのは、あくまで壁の代わりでございまして、そこまで行きますと右と左に下りる階段、それと片方は上りだけですけれどもエスカレーター、片方は上り下りのエスカレーターがついている通路に接続する部分ですので、委員が言われる部屋ではございません。ですので、通路として使っていただくということになります。

○**田村委員長** 土光委員。

○**土光委員** そうか、部屋ではないと言われるとこの後の質問に困るのですが、でもイメージとしては、こういった部分、それで当然通路があるから、そこはそれぞれ自由通路から来たところの出入り、それから階段の出入り、そこは当然オープンな、ただし、ほかの部分、もちろん前面はガラス、壁になっている。それから側面も壁になっている。後ろ側も当然自由通路が入っていますが、当然それよりも大きな枠で囲んでいるから、その空いている部分は、これはクローズド、壁になっているというふうに説明で聞きました。だからそういった意味で、漠然としてここは、ある意味で、もちろん空いているところはありますが、閉じられた空間のような感じ、それを私は部屋というふうに表現したのですが、そういうイメージは間違いではないでしょうか。

○**田村委員長** 隠樹都市整備部長。

○**隠樹都市整備部長** なかなか言葉で説明というのが難しいんですけども、先ほども説明しましたとおり、あくまで通路の一部でございまして、部屋ではございません。ですので、その部分は、先ほど言いましたけれども、上り下りの階段とかエスカレーターにつなぐ通路としての動線の部分に当たりますので、そういった余分な空間というのはないという具合に認識していただければという具合に思っております。

○**田村委員長** 土光委員。

○**土光委員** 事前の聞き取りでも、ここはあくまでも市道の通路の一部、そういう位置づけだというふうに聞きました。ただ、構造としては割と部屋みたいなイメージ、閉じられた空間に結果的になるのではないかと、そういうふうな印象をずっと持っています。この正面というかガラス戸、これは方向としてはほぼ北西に向いています。米子駅は北口、南口というふうに一般的に言われていますけど、実際向いているのはむしろ東、西の方向、正確にはちょうど北西の向き、そういった位置にあります。これ、ちょっと確認します。

この地図、上が北です。米子駅はこういうふうな、こういう方向に面しています。だから今のガラス面はこちら向きに向いています。ほぼ北西です。真夏を考えると、太陽自身は真南ではなくて、ちょっと北にずれた形で太陽は沈みます。だから、ほぼこのガラス面

というのは、西日が直接真正面から当たるような環境になるのではないかと思います。ということは、この部屋というふうに便宜上言いますね、もちろん空いていると、完全な閉じられた空間ではないですけど、ある程度壁とかある。そこで1面ガラス面が西向きで、西日が直接差す。中の状況、つまりここの室温とあえて言います、温度、その辺は多分設計のときもどういうふうになるかというのは、考えていると聞きました。これはどういう環境になりますか。

○**田村委員長** 隠樹都市整備部長。

○**隠樹都市整備部長** 言われるように、西日は当たってくるものだという具合に想定しておりまして、設計時点でございますけども、一定の条件の下で温度のシミュレーションを行わせていただいております。一定の条件と申しますのは、夏場の時期で時間帯にして16時前後で、外気温につきましては、米子の気象データを利用させていただきまして、32.3度という温度設定をしております、当然日が当たっているという、そういった条件の下で、北側の正面の階段付近で温度シミュレーションをしております、これはもう一つ条件といたしましては、全く閉め切った、風も通っていない状態ということ想定しております、その場合に先ほど言いました場所での検証温度というのは、33度から35度という具合に検証結果が出ております。

○**田村委員長** 土光委員。

○**土光委員** ここからは私のアイデアに近いような思いなんですけど、もちろんこれは市道で、位置づけは単なる通路、そういう場所だというのは分かっています。ただ、せっかく結果として、ちょっと閉じられた空間のようなどこができるんだったら、そこはある意味で市民の憩いの場のような形にできるのではないかと。ただ、今のままでは室温がシミュレーションで33度、少なくとも駅から来た観光客、市民がここを通るときに、ここに来て一息つく、ここでちょっと休憩するという状況ではないと思います。涼むことができるような状況ではないと思います。ということで、私はここに関しては、空調設備を入れてもいいのではないかと思います。市民がここで安らげる場、せっかくこういった結果としてできるんだったら、そういう場にしてみてもいいのではないかと。当然、外から見たイメージはいろいろ議論されましたけど、ここから見た米子市街が一望できるし、多分背景には米子城が見えるのではないかと思います。そういう場で風景を見ながら、待合の場所に使いながらということで、そういう用途に、せっかく造るんならそういう場にすると市民に喜ばれるのではないかとこのように思います。

よく今、全国でちょこちょこ話題になりますけど、ここに誰でも弾けるピアノを置くとか、そういった場、さらに言えば、この上側、全面太陽光パネルを張ってもいいんじゃないかというふうなこれは私のアイデアなのですが、市長、どう思いますか。

○**田村委員長** 伊木市長。

○**伊木市長** この駅舎並びに自由通路等、一連のその整備事業につきましては、もう既に設計の段階から議会に一つ一つお諮りをし、そして予算の御承認をいただいた事業であります。この時点でそのようなことを言われる意図が、正直私には分かりません。以上でございます。

○**田村委員長** 土光委員。

○**土光委員** 意図は、少なくとも分かっていただけではないかと思えます。ただ、こ

の時期にそんなことを言われてもというのはあるとは思いますが、意図は分かりますよね。市長なら、その私のアイデア、意図が検討に値するとしたら、市長ならそういったことを決断すればできる、そこはあとは市長の思いですけど、私はここに関してそういった場になれば市民にとっても喜ばれる、せっかく造るのなら、そういうふうにしたらいかなというふうに思っています。再度市長、どう思われますか。

**○田村委員長** 伊澤副市長。

**○伊澤副市長** 今、市長のほうからもお答えしましたが、もう既に着工する段階になっておりますので、今からの御提案というのは私も違和感があります。それから、委員さん、先ほどから部屋だ、部屋だというふうにおっしゃいますが、都市整備部長からお答えしているとおり、部屋ではございません。決定的なのは、その床に相当する部分の大半が階段並びにエスカレーター、つまり床がないということであります。その点は御理解いただきたいと思えます。以上です。

**○田村委員長** 土光委員。

**○土光委員** 私自身も、この中のイメージがなかなかつかめないもので、これ以上は私も申し上げる材料を持ってないですけど、一応そういう思いというかアイデアの域を出ません、出ないかもしれませんが、そういったことをお伝えしたいと思えます。

次に行きます。次は、公立保育所整備事業について、これ事前の発言通告2点ありましたが、ちょっと順番変えます。最初に宇田川保育園、淀江保育園の跡地に関しての方針、これについてお伺いします。これも今回、この予算が出て、土地の造成はもう工事始まっています。具体的に建物の着工ということで、今回予算が上がっています。これ、これまでいろんな経緯はありました。要は、宇田川保育園、淀江保育園、1つは、それぞれ老朽化、このままではいけないというのは、これはみんなの共通認識です。だから個々建て替え修繕するのか、2つを1つにするか、いわゆる統合化するのか、そういった議論がありました。これは地元の自治会、それから保護者も含めて、これからのこともいろいろ考えれば統合、1つにするのはやむを得ないということで私は意見がまとまっていると思っています。

じゃあ、1つにするんだったらどこにするのかという議論、場所の問題がありました。これもいろいろありますけど、今は結果として第3の場所、いずみの苑の隣、いろいろ経緯があつたけど、あそこにたまたま市有地がある。だからそこに造る。場所的にも、宇田川保育園、淀江保育園とそんなに遠くは離れていないということで、あそこに造るということで当局は決定して、今、具体的に進んでいます。

今日質問したいのは、そうすると、宇田川保育園、淀江保育園、今のところ、これは当然ある意味で廃園、その建物は使わなくなります。いわゆる跡地になります。これに関して、それぞれどういうふうになるかというのは、地元の大きな関心事です。これについて、これ1年前の3月議会でもこれは取り上げましたが、今の時点で、この跡地どのようにするのかということを、まず御説明ください。

**○田村委員長** 橋井淀江支所長。

**○橋井淀江支所長** 宇田川保育園、淀江保育園の跡地に関しての方針ということでございますけども、1年前の土光委員の質問にお答えしたとおりでございまして、宇田川保育園及び淀江保育園の跡地の利活用については決まっておられませんけども、地域の方々の意

見や要望を伺いながら活用方法を検討することといたしております。

○**田村委員長** 土光委員。

○**土光委員** 1年前の3月議会でそういった方針、そういった考え方だということを伺いました。この1年間、跡地に関して地域の人に対して意見、要望を具体的にお聞きになっていきますか。

○**田村委員長** 橋井淀江支所長。

○**橋井淀江支所長** 地域での要望に関するお尋ねでございますけども、現在、淀江保育園につきましては、淀江地区連合自治会等から要望を受けております。宇田川保育園につきましては、今のところそういった要望書というような形では伺っておりません。

○**田村委員長** 土光委員。

○**土光委員** 淀江の連合自治会かな、これは要望を受けている。これはいつの時点の要望ですか。要望書が出ているということですね、いつの時点ですか。

○**田村委員長** 橋井淀江支所長。

○**橋井淀江支所長** 要望の時期でございますけども、本年の2月でありました。

○**田村委員長** 土光委員。

○**土光委員** その内容は、どういった内容でしたでしょうか。

○**田村委員長** 橋井淀江支所長。

○**橋井淀江支所長** 淀江地区連合自治会等の要望の内容でございますけども、要望につきましては、淀江地区連合会と近隣の自治会から同様の趣旨の要望が提出されております。これにつきましては、淀江保育園並びに旧淀江幼稚園跡地の利活用についてでございます。内容としましては、まず、子どもたちから年配の方が活動できる芝生広場を造ってほしいということ、もう1点が、隣接する公衆用道路がございますけども、この公衆用道路を市道に認定していただけないかといった内容でございます。

○**田村委員長** 土光委員。

○**土光委員** 分かりました。これに関しては、昨年3月、それから今も答弁ありましたように、地元の自治会の意見・要望というのをちゃんと聞いて、それを基本的には尊重する形で進めてもらいたいと思います。というのは、この統合問題で場所をどこにするか、その場所に関していろんなメリット、デメリット、そういった議論もありましたけど、第三の場所にできるということは、それぞれ今の場所が地域のある意味で核になっていた場所がなくなる、保育園がなくなるということですから、新しい保育園を、認定こども園をつくるということと、今ある保育園が使われなく、廃園になるというのは同時に起こることですから、今回新しい保育園をつくるということで予算が出ていますが、それとある意味で同時並行で、廃園になるその建物、敷地をどういうふうにするかというのは、地元の大きな関心事です。これはセットの形で進めていってもらいたいと思います。

特に淀江保育園の場合は、先ほどの要望書の中でも触れていたようですが、淀江保育園の隣には淀江幼稚園がかつてありました。ここは、もう10年以上だどちよっと思えます。もうずっと前から使われなくなって、建物がそのままになっています。全然使われない建物、私は昨年3月議会でも、公が持っている特定空き家だというふうな表現をしました。これをどうするか。これも昨年3月議会で解体はするというふうに明言されたと思えます。ただ、時期はいつまでにとはまだ言えないということですが、1年後、今の状況、こ

れを解体すること、いつまでにどういう形であるかというふうな方針でしょうか。

○**田村委員長** 橋井淀江支所長。

○**橋井淀江支所長** 保育園等の解体の時期についての御質問でございますけども、解体の時期等につきましては、一昨年3月議会で土光委員の質問に対して副市長が御答弁申し上げたとおりでございます。

○**田村委員長** 土光委員。

○**土光委員** どちらに聞いてもいいですけど、どういう答弁の内容だったのでしょうか。

○**田村委員長** 橋井淀江支所長。

○**橋井淀江支所長** 一昨年の御答弁の内容でございますけども、解体の財源についてということにつきましては、できるだけ有利な財源を活用し、実施していきたいということと、今回の場合、公共施設の総合管理計画を支援する財政スキームがございますので、その財政スキームの中で一定の期限があるので、その期間内に行いたいというような御答弁の内容だったと承知しております。

○**田村委員長** 土光委員。

○**土光委員** 副市長がそのように答弁されておりました。2つの建物を1つに統合したようなケースについて、その解体も含めて財政支援が受けられる、そういったスキームがある、できるだけ早くその財政スキームの中でやっていきたい、そういうふうな答弁です。これは、この財政スキームというのは、具体的にどういうことなのか。

○**田村委員長** 辻総務部長。

○**辻総務部長** 淀江・宇田川保育園を統合するということに、交付税措置のある、通称最適化債と申し上げておりますけれども、そういった有利な地方債というのがございます。そういった意味で、新しい保育園を建てるとということにつきましては、その有利な地方債というのが使えるような状況でございます。ただ、そこには使えるんですけども、解体とか全ての部分に使えるというわけではございませんので、解体にはその地方債というのは当たらないものというふうに考えておりますが、全体としてのスキームの中では、やはりその有利な地方債が使えるということで考えているところでございます。

○**田村委員長** 土光委員。

○**土光委員** 公共施設を2つを1つにする、そういったことに関しては国の財政支援、そういったスキームがある。これ、このスキームというのは、公共施設等適正管理推進事業債、これのことだと思っておりますが、そうですか。

○**田村委員長** 辻総務部長。

○**辻総務部長** はい、今、委員おっしゃるとおりでございます。

○**田村委員長** 土光委員。

○**土光委員** そうすると、ここで2つを1つにするとか、そういったことに関しては有利な扱いを受けることができる。ただ、それと除却というのは直接は結びつかないので、特に幼稚園は今回の保育園統合とは直接は関係ありませんが、ただ、この公共施設等適正管理推進事業債の中で、事業名で除却という項目があると思っております。これは2つを1つにするとか、そういったものではなくて、公共施設、これを除却するときには有利な扱いが受けられるという内容が含まれていると思っておりますが、そうでしょうか。

○**田村委員長** 辻総務部長。

**○辻総務部長** 今、資料が手元にありませんので、もし間違っていたらまた訂正させていただきたいんですけども、例えば淀江保育園と宇田川保育園の統合園を淀江保育園の場所で除却して新たに建て直すといった場合であれば、その最適化債が使える余地というのもあるかと思えますけれど、今のような形で第三の場所に建てるといったときには、地方債は当たる余地があるわけですけど、今の土光委員のおっしゃる、その最適化債は充当できないのではないかというふうに考えております。

**○田村委員長** 土光委員。

**○土光委員** 私、これは国の資料の一部、今、手元にあるのですが、この公共施設等適正管理推進事業債についてということいろいろあります。この中で、除却というのがあります。これ、この資料にはこういう説明があります。公共施設、その他の当該地方公共団体が所有する建築物、その他の工作物の除却、これは2つを1つにすると別な項目であります。米印でこういう説明もあります、個別施設計画への位置づけは不要、とあります。つまり、この推進事業債で地方公共団体が所有する建築物、これ淀江幼稚園の建物はそれです。それを除却するときには有利な扱いが受けられるというふうな説明があるのですが、これには当てはまりませんか。

**○田村委員長** 辻総務部長。

**○辻総務部長** 先ほどの答弁を訂正させていただきますけれど、今のおっしゃったその最適化債の除却というメニューで充当することができるというふうに思っております。しかしながら、除却に関しては、その最適化債は当たりますが、交付税措置はないというような、最適化債の中でもその交付税措置に違いがあるというふうな位置づけであるものというふうに理解しております。

**○田村委員長** 土光委員。

**○土光委員** この交付税措置がある、ない、細かいことはちょっとここで置いておきますけど、でもこれに当てはめれば一般的に単に除却するよりも、何らかの有利な扱いが受けられるというふうに理解します。これ、去年の3月の副市長の答弁で、この中の財政スキームの中でも一定の制限がございますので、その期間内には解体したいというふうに答弁されています。これは、この中の財政スキームというのは、私はこの除却事業のことを念頭に置いて言われたのではないかと、ちょっと後で調べて、ああ、こういう意味だったのかというふうに私は理解しました。で、その期間内には解体したい。この除却事業というのは、実は期限があります。この事業期間は、平成29年から令和3年度まで、来年度いっぱいではもう事業を終わる。だからこの適用を受けるためには、来年度いっぱいでは除却事業をしなければならない、そういったことを念頭にあって、その期間内には解体したいというふうに私は言ったのかなと、後でいろいろ調べて思ったのですが、その辺はどういうことでしょうか。

**○田村委員長** 伊澤副市長。

**○伊澤副市長** 今、委員御紹介いただきましたが、まず最初にはっきり申し上げておきますが、淀江幼稚園の部分についての御質問から始まっていますが、淀江幼稚園のことについて私は御答弁申し上げた記憶はございません。淀江保育所については、統合がありますので、今の総務部長のほうからもお答えいたしました。公共管理の総合管理計画に基づく一定の財政支援のスキーム等、これはどのスキームを使うのが一番いいのかというの

を決めたわけではありませんが、最も財源的に有利なもの等を、時期の問題も含めて検討したい。今、委員のほうから御紹介いただいたとおり、公共管理の適正化債等であれば、これは一定の期限があるということでありますが、これは当然、国のほうに延長していただくような要望もしているところでありまして、今のスキームは確かに令和3年というのが終期設定されておりますけれども、もう既に延長になっているということでもありますので、そういった国の財政措置の推移等もよく見ながら、適切な時期を見定めて、いずれにしても建物が古くなっております。特に幼稚園部分はかなり古くなっているというふうに認識しておりますので、適切な時期に解体を検討してまいりたいということを御答弁申し上げたところであります。以上です。

**○田村委員長** 土光委員。

**○土光委員** 私が副市長の答弁を引用した部分、これは幼稚園のことを念頭ではないというふうに今言われたのですが、前後を見ると私はそう理解はできないのですが、それは置いておきます。

とにかく幼稚園、これは地域にとっても、ある意味で地域の一番中心にああいう建物がずっとあるというのは、みんなが、地域の人、多くの人が、何とかならないのかという思いです。それに関して1年前、それ以前にもいろいろ話のときに、当時の淀江支所長は解体をしますと明言しました。それから、昨年3月、この議会でも、副市長は解体はすると。ただ、期限ははっきり言えないと、そういうことです。

実際解体するのだったら、できるだけ有利ないろんな国の支援を受ける形でというのは、それは分かります。その一つがこの除却事業ではないかと思って、ただ、私の見た資料では令和3年度までということで、それまでにしないと有利な扱いを受けられないから、これはしないといけないのではないかというふうに思いましたが、今の答弁では、延長はされていると。ただ、解体はするという前提でいろんな可能性を考えて、これもある意味で統合園ができるということと、淀江保育園の跡地というのは、地元の方は保育園、幼稚園、あの建物、あの敷地がどうなるかというのが大きな関心事ですから、そこは解体ということを積極的に考えて進めていただきたいと思いますけど、市長、いかがですか。

**○田村委員長** 伊木市長。

**○伊木市長** 淀江保育所の跡地につきましては、これは幼稚園も含めましてですけども、地元の連合自治会の皆様から要望いただいておりますので、その要望を適切に我々でも検討をし、解体を当然含めまして、今後、事業を進めていきたいというふうに考えております。

**○田村委員長** 土光委員。

**○土光委員** では、次に行きます。今度は、新しくいずみの苑の隣に統合園ができるということで、既に土地の造成など工事は始まっています。ここで、これまでもこの議会とかで何度か取り上げられています。あその場所は、もともと田んぼでした。10年前に土地の造成が行われています。その土がどこから来たものかというのがある意味ではっきりしなくて。保護者を含めて、地元の人も含めて、保育園ができる場所、土地の造成が行われているその土がどこから来たか、いま一步はっきりしないということで不安に思っています。これに関してこれまでどのような対応をされてきましたか。

**○田村委員長** 湯澤こども未来局長。

○湯澤こども未来局長 淀江、宇田川保育園、統合園建設地に関する、地域の方、保護者の方の不安に対する対応ということでよろしいでしょうか。今までも度重なる説明会、建設に関してもそうですが、そういったところで詳しく説明もさせていただいておりますが、調査をしてほしいという要望に対しまして、掘削調査というのをさせていただいております。議員の皆様にも、これは資料として、その調査結果報告書をお示ししているところがございます。それを基に、その後も不安に思われる方からの声はいただいておりますけれども、その都度、こちらの考え、結果報告を御説明する中で御理解をいただいて、この統合事業を進めさせていただきたいということで、お話をさせていただいているところがございます。

○田村委員長 土光委員。

○土光委員 まず、大前提として、保護者とか地元の人があそこの造成のことに関して不安を抱いている。これは、なぜそういうふうな不安を抱く地元住民、保護者がいるか。それは、なぜ不安を抱いているのかというのは、どういうふうに認識していますか。

○田村委員長 湯澤こども未来局長。

○湯澤こども未来局長 なぜ不安抱いておられるかということでございますけれども、それにつきましては、保育園の統合の説明会などでそういう御意見をおっしゃる方が数名いらっしゃったところから、やはりそういうお話を聞かれますと、地域の方、保護者の方も、そういった御不安を感じられるようになったのではないかとこのように考えております。

○田村委員長 土光委員。

○土光委員 いろんな会合の場で、あそこはこうこう、こういう理由でちょっと不安だという発言、やり取りがありました。それを周りの人も聞いて不安が広がったというようなニュアンスのことでしたけど、じゃあもともと最初に言い出したのは、何が不安だというふうに言ったのですか。

○田村委員長 湯澤こども未来局長。

○湯澤こども未来局長 まず、地域のほうの説明会のほうで、そういったことをおっしゃる方がございました。その統合園の土地に土が運ばれたというのが、何か不適なものが混ざっているものではないのか、というようなお声をいただいたというのが端緒であったと思います。

○田村委員長 土光委員。

○土光委員 そういった思いを言った人は、運ばれた土に何か不適なものが入っているのではないかと思っている。これはどういう理由でそういうふうに思っているのですか。

○田村委員長 伊澤副市長。

○伊澤副市長 委員の御質問の意図がよく分かりません。この問題につきましては、何回かこの議場でも御質問いただきまして、一番近いところでは、昨年12月議会で、共産党の石橋議員からこの問題についてもお尋ねいただきました。それが私の記憶では一番近いところですけど、それ以前もこの問題、何回もお話があったと思っております。

今、委員から、何を言わせたいのかよく分からない質問が私としては繰り返されているように思いますが、この問題はですね、委員もよく御案内のとおりです。委員も何度か現場を踏査されたというふうに聞いておりますけれども、保護者、地域の方から、廃棄物が埋め立てられているのではないかとこのようにお申立てがあり、それがなぜそう言われるの

か、見たか、聞いたか、どういう根拠かというのは私どもは正確に理解しておりませんが、そういうことを強く主張される方がいらっしやいまして、これについて調査どうするのかということいろいろ我々も検討したわけではありますが、そうは言っても、そこまで言われるのであればということで、これは議会にも御報告しましたけども、ある程度の経費、これは貴重な市財源であります、経費を投入して調査をさせていただきました。

この詳細については、先ほど局長から御答弁申し上げたとおり、その調査報告書も含め、全て議会に御報告をしているところであります。御心配があったような、いわゆる不適物、いわゆる廃棄物が埋め立てられているという事実はなく、いわゆる礫土、山の土ですね、山の土と、あと足場に使ったというふうに事業者も言うておりますけども、水田でありましたので、重機を入れる際の足場に使ったコンクリート殻といったものが見つかりましたが、いわゆる廃棄物が埋め立てられているという状況は確認されなかったということでもあります。以上です。

**○田村委員長** 土光委員。

**○土光委員** 地元住民がなぜ不安に思っているか、その理由についてお聞きしたのですが、そのことには直接回答いただけないので、その辺は私のほうから説明ということで、基本的には、あの土は、今、運営されている一般廃棄物第2処分場の敷地内のある区画から運び出されている。この事実は過去の文書を見ても、これは確定していると思えますけど、それでいいですか。

**○田村委員長** 伊澤副市長。

**○伊澤副市長** この問題も、今、改めて確認されるまでもなく、以前から繰り返し議会でも御答弁しているところであります。平成20年、当時管理しておりました米子市土地開発公社と、それから埋立てを行った事業者、これは法人であります、これが隣接地で埋立てを行うので、そのときに一緒に埋め立てるということの確認書が交わされておりまして、搬入された土は淀江町小波字泉原から発生したものであると、このようにこの覚書で確認されているということは、議会で御報告したとおりであります。以上です。

**○田村委員長** 土光委員。

**○土光委員** 今言った10年前の、これ確約書ですよ、どこから運ぶかきちんと書かれています。今、副市長は、小波字泉原と言いましたけど、地番までちゃんと明記されています。字泉原434の102ほかというのがありますが、そこから運びますよという文書、確約書があります。この地番の434の102、この場所は今の運営されている一般廃棄物第2処分場、その敷地内に存在する地番、これは間違いないですよ。

**○田村委員長** 伊澤副市長。

**○伊澤副市長** 間違いです。今の委員のお話は事実と違います。これも議会で以前にも御答弁申し上げましたが、この地番は、今、いわゆる淀江の産業廃棄物処分場の関係でこれも幾度も御質問いただいておりますが、俗に言う3期地区と呼ばれている部分、つまり第2処分場として位置づけられているところの外ですね。俗に3期地区と呼ばれたり、あるいは覆土置場と呼ばれたりしている部分であります、ここの地番だというふうに確認しております。以上です。

**○田村委員長** 土光委員。

**○土光委員** 間違いというふうに明言されたということで、多分これは敷地内、敷地外、

その敷地というイメージが、定義がずれているから見解が一致しないのだと私は思います。これ私は敷地内だと思っています。私がなぜ敷地内のある場所だと思うかというのを説明します。

ちょっと映してもらえますか。これは一般廃棄物処分場付近のそれぞれの地番を示した図です。実際ここに434の102というのがあります。それがここです、ここが434の102です。これが要は敷地外か敷地内か、敷地という概念が違えば見解が違うかなと思いますけど、事実としてこれがどこに存在するかというのを確認します。

この今映っている地番、参考までに言うと、この赤い枠は米子市の市有地を示しています。これを、実際どこなのか、現状どこになるのかというのを航空写真と重ねるとこうなります。もうちょっとこの辺を大きめにしてもらってもいいです。このブルーシートとか見えるのは、一般廃棄物処分場で実際に使われているところです。参考までに言いますと、このブルーシートは前方後円墳です。保護するためにこのときはブルーシートで囲われていました。で、434の102は、航空写真に重ねるとこの部分です。これは434の102、これを敷地内と言うか、敷地外と言うのか、それは敷地の概念でずれるのだろうと思いますけど、少なくともこの一般廃棄物処分場、現況を言うと、この青い、黒く見えるかもしれませんが、ここが実際の一般廃棄物処分場として占有、使われています。実際この青いところは全部柵で囲われています。この中には入れません。私は、だからこの柵が敷地の境界だと思っているのですが、ここに入るためには、ここに入り口があって、実際、廃棄物処分場として使われていますから、それは運んでくるトラック等はここから入ってきます。ここに柵があります。ここから入ります。これ以外は入れません。この柵にはちゃんと関係者以外は入ったらいけない、ふだんは閉じられています。

ちょっとこれを見てください。これはちょうど入り口の部分です。ここに、ここは一般廃棄物処分場だよと書いています。関係者以外は入ったら駄目、無断に入ったらいかん、ここしか入る道はありません。これが、この部分が、先ほどの地図でいくと、ここです。それ以外は完全に柵で囲まれています。ここは実は柵はないのですが、もともと竹林が鬱蒼と茂っていたので、もともと入れない状況なので、ここはあえて柵はありませんが、事実上、この部分が入り口には処分場と明示されていて、関係者以外立入禁止ということで、柵で完全にここは覆われています。この柵の中の場所なんです、434。これはもう客観的事実、今、処分場として使われている、柵で覆われている、その中の場所、それが434の102というふうに事実としては確定できます。これに関しては異議はないですよ。

**○田村委員長** 伊澤副市長。

**○伊澤副市長** これも何回もお話ししています。物理的な状況を御指摘いただいたの御質問かと思いますが、今、御指摘があったところは、いわゆる覆土置場として今、利用されているとこだというふうに思いますが、いわゆる3期地区というところは、廃掃法の手続を取ったこともなければ、いわゆる一般廃棄物処分場として開発許可がされた部分でもないと、このように承知しております。これは産廃問題の御質問の際に繰り返し申し上げている部分であります。そのことを改めて私どもは申し上げるしかない、そこが淀江第2処分場の敷地内かというふうに認識を問われれば、我々は、敷地内とは思っていないと。なぜならば、そういった手続が一切取られてない場所だからです。以上です。

**○田村委員長** 土光委員。

**○土光委員** 言葉の意味を勝手に自分で定義して言うのは、とするとそれは何とも言えませんが、とにかく客観的事実は、この土が運ばれたという場所、434の102というのは、今、供用されている一般廃棄物処分場、柵で完全に囲まれています。その中の場所から土を運ぶというふうに10年前の確約書で書いているわけです。それが不安のもとなんです。もちろん実際に埋立部分はこっちですから、ここに廃棄物が埋まっとして、そこから廃棄物を運び出したというふうに、不安に思っている人も、そういうふうには思っていないです。ただし、完全に柵で囲まれた部分のある場所から、高さ2メートル、面積2万立方メートルという大量の土がここから運ぶという、そういう文書があるわけです。じゃあ、その土はどこから来たのか。可能性としては、この辺の土もひょっとしたら混じっているかもしれない、そういった不安なんです。柵の中から運ばれたから、だから廃棄物があるというふうに誰も断定はしてないです。でも、やっぱり可能性が排除できないんです。だから、そうではないよ、柵の中で囲まれているところから2万立米という土が運ばれているけど、それはその土というのは素性が明らかで、だから大丈夫だよというふうに説明すれば、この不安は解消されると私は思います。2万立米の土、どこからの土なんですか、把握していますか。

**○田村委員長** 伊澤副市長。

**○伊澤副市長** これも以前にお答えしたことがあると思います。まず、はっきり申し上げておきますが、産業廃棄物の処分場というのは、その範囲というのは、法的に位置づけられたものがあります。したがって、我々が勝手に定義づけているものではございません。定義は明らかです。法で決められた区域、これが第2処分場の区域であります。これ以外の定義はあり得ないと思っております。むしろ委員のほうがおっしゃっている部分が、どういう根拠に基づくものか、私には理解できません。

それから、その土の出所の問題でありますけれども、当時の埋立ての事実というのは、覚書によってしか確認できません。このことも以前御答弁申し上げたとおりであります。実際の搬出がどこで、そしてその土量がどこから発生したものかというのは分かりません。一応聞いたところでは、造成する際、つまりその処分場等を造成する際ですね、埋立容量を増やすために従来ののり面を切ったり、それから今の御指摘の部分も、もともとはもう少し山だったところを、覆土置場として使うために掘削されたというふうに聞いておりますので、そういった掘削土、つまり従来の山の掘削土を使って埋め立てられたものだというふうに認識しておりますが、その詳細について今、確認はできないということになります。以上です。

**○田村委員長** 土光委員。

**○土光委員** ちょっと敷地内、敷地外で言及されたので、一つ質問します。この中に今の第2処分場が運営されている実際の埋立区域があります。それから、事務所が近くにありますがよね。事務所は、敷地内にあるんですか、敷地外にあるんですか、どちらですか。

**○田村委員長** 伊澤副市長。

**○伊澤副市長** 正確に記憶はしておりませんが、事務所そのものは敷地の中にあっただと思います。以上です。

**○田村委員長** 土光委員。

**○土光委員** 事務所は敷地内というように言うわけですね。まあいいです。で、この土が

どこから来たか、これは10年前の話です。どこが施工したかはっきりしています。確約書には社会福祉法人ソウェル淀江とありますが、これは環境プラントと当時社長同じです。つまり環境プラントのグループというか、広い意味で環境プラント関連会社がやっています。だから、10年前、2万立方メートルという大量の土、これはどこからの土かというのは、当事者にちゃんと照会すれば明らかになることではないですか。そして明らかになったことをきちっと不安に思う人に説明すれば、この不安は解消するのではないかと私は思いますけど、そう思いませんか。

○田村委員長 伊澤副市長。

○伊澤副市長 したがいまして、先ほども御答弁申し上げましたが、どういう趣旨の土かということをご自分のほうで確認し、先ほども御答弁申し上げましたが、1番、今の覆土置場として使われているところの掘削土であったり、あるいはその処分場を造成する際に、従来の山肌を削った際に出てきたものを、その仮置きしていたものを使ったり、いわゆる山の掘削土だというふうに事業所のほうからお聞きしているところではありますが、その掘削土が具体的にどこから何立米というような詳細は、今となっては確認できないということをご先ほどお答えしたとおりであります。

それから、後ほど局長のほうから補足があれば御答弁申し上げますが、そういう経過についても一定程度説明をさせていただいておりますが、残念ながら地元の不適物、あるいは最近ではダイオキシンが埋まっているというようなこともおっしゃるわけではありますが、そういったことを御主張される方々には御理解いただけないというのが、今の状況であります。以上です。

○田村委員長 土光委員。

○土光委員 10年前施工した業者に2万立米の土、これはどこからの土かというのを米子市として正式に聞く、資料を基に回答をもらう、そういったことをすべきだと思いますけど、いかがですか。

○田村委員長 伊澤副市長。

○伊澤副市長 その文書のあり、なしということでは、文書までは出しておりませんが、聞き取りを行って確認したことを先ほどお答えしたところでもあります。以上です。

○田村委員長 土光委員。

○土光委員 だから、単に聞いたではなくて、正式に照会してこうこう、こういう理由で、これをきちっと出どころを教えてほしい。当然、10年前の話、工事記録もあるはずですが。そういったことを基に、この2万立米はこういったところからの土だということを正式に回答を求めるべきだと思いますけど、再度聞きます。そういうふうにするべきだと思います。いかがですか。

○田村委員長 伊澤副市長。

○伊澤副市長 委員の御指摘としては承っておきたいと思っております。我々としては、文書を発出する、せいかんにかかわらず、事業者のほうに確認してそういう事実を確認しているということは、先ほどお答えしたとおりであります。以上です。

○田村委員長 土光委員。

○土光委員 そういう対応をするから不安が払拭できないと私は思います。

あともう一つ、実際のこの埋立部分、先ほど答弁にありましたけど、一昨年秋、埋設

物調査、掘削調査が行われました。私は、これをしたことは非常に評価をしています。そのときに、その結果でいろいろあります。本当は私は今から考えると、そのときに土質調査も、それから地下水もありましたから、調査をすればそれでもうそこで白黒ついてしまったと思うんですが、そこまでは結果として、していない。だから今でも住民から、やはり目視では分からない、土質調査をすべきだということで要望が出ていると思います。

これについて、これは市民からの土質調査をすることに関しての米子市が回答を示しています。2月26日の文書です。これでまず、土砂の中に不適物を発見されずと書いています。コンクリート殻はありました。これはなぜあったかというのも説明もされています。当時、田んぼですから、重機が入るときにやはり足場になるものが必要、そのときのコンクリートであろうということは、説明としても納得できる説明でした。それ以外の不適物はなかったんですか。

○**田村委員長** 湯澤こども未来局長。

○**湯澤こども未来局長** その調査において、不適物はなかったと認識しております。

○**田村委員長** 土光委員。

○**土光委員** これ見てください。門脇委員に倣って写真撮りました。朝妻部長、私が持っているのは何だと思いませんか。

○**田村委員長** 朝妻市民生活部長。

○**朝妻市民生活部長** ちょっと遠くて確認できません。

○**田村委員長** 土光委員。

○**土光委員** これは鉄筋です。曲がっているから、まっすぐにすると2メートルを優に超えます。これあったんです、あの中に。これが鉄筋が埋まっていたという状態です。これを取り出して、私、鉄筋と写真を撮った。鉄筋があったんです。これは不適物じゃないんですか。

○**田村委員長** 伊澤副市長。

○**伊澤副市長** その写真と、それから委員がお持ちのものが、その場所で撮られたときに市のほうにお申出があったんでしょうか。あるいは現場を管理している者に持ち帰り等について許可をされて、間違いなくそこから出たものかどうかの確認が取れるんでしょうか。私には、その確認が取れませんので、それが不適物かどうか、あるいはそこに埋まっていたものかどうかの確認ができません。以上です。

○**田村委員長** 土光委員。

○**土光委員** そう来るんですね。じゃ、一般論でいいです。もし2メートルを超えるような鉄筋がそこにあったとすると、不適物というふうに認識しますか。

○**田村委員長** 伊澤副市長。

○**伊澤副市長** 仮定の御質問にはお答えできません。

○**田村委員長** 土光委員。

○**土光委員** ちょっといいかげんにしてほしいという気持ちですね。これは写真、実はこれ埋設物、一昨年、そのときに私、見学をされていましたから、私もほかのときにも言いました。あそこに鉄筋があるというふうに私が最初見つけて、そのときは市の担当課もいました。それから、埋設物を調査している業者の方もいました。その業者の方が、この鉄筋を持っている写真もあります。だから仮定の話ではないです。そういう適当なことをご

まかすから不安が消えないんです。そう思いませんか。

○**田村委員長** 伊澤副市長。

○**伊澤副市長** いきなり写真を見せられて、それがそこに埋まっていたものかどうか確認できないのに、それについて答えろと言われても、それは難しいということはぜひ御理解いただきたいと思います。その業者等がいた、職員がいたということであれば、その業者、職員もその鉄筋を確認し、そして委員が持ち帰られることについて了解したのでしょうか。そういった経過が明らかでないのに、いきなり写真を示して、それに答えないのはけしからんという御指摘を受けるのは、私には理解できません。以上です。

○**田村委員長** 土光委員。

○**土光委員** 職員に関しては、聞けば分かると思います、そのときにいました。業者さんも特定しろというんだったら、後でお知らせします。聞けば分かると思います。それからあと、出てきたもの、鉄筋が出てきました。それから土のあちらこちらでブルーシートの切れ端、それから土のう袋の切れ端みたいなものがありました。これも示します。これ、明らかにブルーシートです。掘削したところをずっと私は見て回りましたが、ここだけにあったわけじゃなくて、いろんなところにブルーシートがありました。その一つです。ブルーシート、これあるんです。不適物ではないんですか。

○**田村委員長** 湯澤こども未来局長。

○**湯澤こども未来局長** 先ほど副市長も申し上げましたとおり、今この写真をこちらのほうに提示いただきましても、それについてお答えすることはできません。

〔委員長、議事進行。〕と奥岩委員〕

○**田村委員長** 奥岩委員。

○**奥岩委員** 失礼します。先ほどから委員のほうから写真使っておられるんですけど、こちらのほう、委員長は確認は事前にされているものでしょうか。

○**土光委員** 何を訳の分からんことを、しとるに決まっているでしょう。

○**奥岩委員** すみません、失礼しました。

○**田村委員長** ちょっと直接のやり取りお控えください、一度通してください。では、よろしいですね。

では、土光委員、続行してください。

土光委員。

○**土光委員** 許可を得た写真をもう一つ示します。これは、私はよく分からないんですけど、何か土のう袋の切れ端みたいな、これ今、直接見せられてもというふうに言いますが、このときは業者の方、それから担当課も一緒にいたんです。ここにブルーシートがある、こんなの何だろうという話はその場でしているんです。担当課もこれを把握しているはずです。それを答えないというのは不誠実です。そういうことをきちっと答えないから、いつまでたっても不安が解消しないんです。

だから、今、米子市がやるべきことは、1つは、実際に造成した業者にどこの土か、2万立方メートルはどこの土かをきちっと照会すべきです。それからもう1つは、やはりこういったことにきちっと答えないなら、ここの土砂が万が一、一般廃棄物が混じっているかもしれないという不安に応えるためには、ここの土を土質調査すれば明らかになります。客観的事実として明らかになります。それをすべきです。そういったことをしないでこの

不安に対して、不適物ではないだとか、礫質土であることを確認したとか、これも確認は電話でやり取りだけですよね。明らかに、これ礫質土というふうには言えない可能性があります。そこをちゃんと調べて、ちゃんと答えてください。それが不安を解消するやり方です。

終わります。

**○田村委員長** 次に、日本共産党米子市議団、岡村委員。

〔岡村委員質問席へ〕

**○岡村委員** 日本共産党米子市議団の岡村英治です。マスクを外して発言させていただきます。

私は、議案第26号、令和2年度米子市一般会計補正予算補正第16回と、議案第34号、令和3年度米子市一般会計予算、この2つの予算について質問をいたしますので、よろしくをお願いします。

まず最初は、令和2年度米子市一般会計補正予算補正第16回のうち、お聞きしますのは、大体この主な事業の概要の予算説明資料のほうからお聞きします。この7ページに、下段にあります下水道事業会計繰出金（公共下水道事業）についてお伺いします。補助金3,360万円ということがあります。温泉汚水の下水道使用料を減免するというようなことが書かれておりますけども、この減免の理由についてお伺いします。

**○田村委員長** 矢木下水道部長。

**○矢木下水道部長** 温泉汚水の下水道使用料を減免した理由ということについてでございます。この温泉汚水の減免につきましては、新型コロナウイルスの影響によりまして宿泊客の減少等大きな打撃を受けました、皆生温泉を中心といたします温泉宿泊施設等に対して減免を行ったものでございます。皆生温泉の源泉の特徴といたしまして、かけ流し、いわゆる止めることができないという、こういう状況にございまして、宿泊客が多い少ない、あるいは営業の有無、こういったものにかかわらず、下水道使用料が発生することから、事業者の方への支援という側面から減免を行ったものでございます。

**○田村委員長** 岡村委員。

**○岡村委員** それでは、実際1件当たりの減免額をお尋ねしたいと思うんですけども、最低額、最高額はそれぞれ幾らだったのか、平均減免額について、これについてもお伺いします。

**○田村委員長** 矢木下水道部長。

**○矢木下水道部長** 1件当たり、1事業所当たりの減免額ということについてでございます。1件当たりの最低額が年間4万2,180円、最高額が年間682万8,511円、これら全ての平均の減免額が年間117万8,958円でございます。

**○田村委員長** 岡村委員。

**○岡村委員** 最高額が682万円余り、平均の減免額が117万8,000円ということをお答弁いただきました。これは何件の事業所が該当したのか、これについてお伺いします。

**○田村委員長** 矢木下水道部長。

**○矢木下水道部長** 減免に該当した事業所数ということでございますけども、これは28事業所でございます。

○**田村委員長** 岡村委員。

○**岡村委員** 28事業所と、温泉の旅館などがそういうふうに該当するということですが、水道料の減免については、住民税非課税世帯について基本使用料の2か月分が対象だったということに対して、この下水道は全額1年分としたことについて、果たして釣合いが取れているのだろうかというふうに疑問に思ったのですが、それについてはいかがお考えでしょうか。

○**田村委員長** 矢木下水道部長。

○**矢木下水道部長** 水道料金の減免と、今回の温泉汚水の減免との釣合いというお尋ねでございます。上水道との相違点といたしましては、本市の場合、下水道または農業集落排水施設がまだ全市に整備されておりませんで、浄化槽あるいはくみ取りの方もいらっしゃる中で、公平性の観点から減免は難しいものと判断したところでございます。なお、年間を通じて減免したことにつきましては、皆生温泉の各施設の来客者数の状況につきまして毎月把握しておりますが、各施設とも対前年比におきまして大幅な落ち込みがあったことから、結果、年間を通じて減免をしたというものでございます。

水道料金の減免の2か月分との釣合いということにつきましては、温泉汚水の減免は経済対策の一環という性格が強く、一方、水道料金の減免というのは生活困窮者の方に対します支援という、性格の違いのあるものと考えております。

○**田村委員長** 岡村委員。

○**岡村委員** 経済対策の一環だというふうに言われましたですが、しかし、大変皆生温泉の旅館の苦境というのも理解します。しかし、米子市内のいろんな業者については、それ以上に苦しんでおられるといった実態もあるというふうに思います。そういった点で、果たしてこういった全額1年分の減免というのが妥当だったのかどうか、これについてはやはり検証していただきたいというふうに思います。

次に、議案第34号、令和3年度米子市一般会計予算についてお伺いします。

まず最初に、基本的に予算編成方針、基本的な考え方、これについてお伺いしたいというふうに思いますけども、予算編成方針の中で将来の財政運営への影響が見込まれる課題として、合併算定替えの終了による地方交付税の減、人口減少、少子高齢化の進展による税収減、社会保障費の漸増などのほか、老朽化した施設の改修や改築をここ数年、毎年上げておられるわけですが、こういった状況の変化がなかったのか、そういった認識なのか、お伺いします。

○**田村委員長** 辻総務部長。

○**辻総務部長** 財政運営への影響が見込まれる課題についてでございます。予算編成方針では、本市におきまして、将来的に継続していくと思われる課題につきまして幾つか上げたところでございますが、地方交付税の減につきましては、合併算定替えの終了に伴いまして漸減してきていた交付税が、この令和元年度におきまして終了したことによりまして、その影響というのが出てきております。今後は、令和2年度の水準で推移していくものと考えております。

また、その他の課題につきましても、社会情勢の変化に伴いまして、今後も長期にわたって影響があるものと考えておりまして、これらのものは引き続き重要な課題というふうに認識しているところでございます。

○**田村委員長** 岡村委員。

○**岡村委員** 次に、徹底した既存事業の見直しと、経常経費のマイナス3%シーリングに取り組んだというふうな記述がございましたけども、こういった効果が見込まれているのか、お伺いします。

○**田村委員長** 辻総務部長。

○**辻総務部長** 見直し等の取組についてでございますが、限られた財源をより有効に活用する観点から、敬老事業費補助金交付事業を幅広い事業に活用できるよう再構築を行うなど既存事業の見直しを行ったほか、ICT化による業務の効率化や、経常経費のマイナスシーリングに取り組んだところでございます。

○**田村委員長** 岡村委員。

○**岡村委員** この令和3年度予算の概要の中に、3ページに、一般会計の予算の総括表というのがございまして、それを見ていて、これはなぜだろうというふうに思ったわけですけども、歳出面で、投資的経費のうち補助事業は約4億円の減、単独事業は4.5億円の増となっておりますけども、その要因についてお伺いします。

○**田村委員長** 辻総務部長。

○**辻総務部長** 投資的経費についてのお尋ねでございます。投資的経費のうち補助事業につきましては、対前年度比約4億円の減少となっておりますが、これは市道安倍三柳線改良事業や、福米西小学校校舎等整備事業の皆減や、米子駅南北自由通路等整備事業の減などの国庫補助事業の減少によるものでございますが、国の令和2年度補正予算におきまして国土強靱化対策等が追加されましたことから、約2.8億円を令和2年度3月補正予算に計上いたしまして、当初予算と一体的な14か月予算として切れ目ない対応を図ったところでございます。

一方、単独事業につきましては、対前年度比4.5億円の増額となっておりますが、これは淀江・宇田川統合園の建設事業などの増によるものでございます。

○**田村委員長** 岡村委員。

○**岡村委員** それでは、次に当初予算の主な事業の概要に基づいて何点か質問させていただきます。

最初に、この1ページ目の下段にあります地域産品PR事業（ふるさと納税）、これについてお伺いします。平成29年度からの年度ごとの予算額の推移について、まずお伺いします。新年度は予算額が減少しておりますけども、その要因は何だったのか、お伺いします。

○**田村委員長** 杉村経済部長。

○**杉村経済部長** 平成29年度からの予算額の推移についてでございます。本事業につきましては、令和2年度から、がいな米子応援基金積立金を別事業として分けておりますので、この基金積立金を除いた額で申し上げますと、平成29年度が2億4,522万4,000円、平成30年度が3億731万7,000円、令和元年度が5億4,222万3,000円、令和2年度は6億9,521万3,000円の予算額でございます。新年度の予算額が減少しております要因につきましては、本年度の寄附金額が令和元年度の実績の約4割少ない、約9億円となる見通しでございますので、この見込みに基づいて令和3年度の寄附額を10億円としているため、本事業に係ります予算も5億607万9,000円とした

ところでございます。

○**田村委員長** 岡村委員。

○**岡村委員** 対前年度比1億8,900万円余り減少しているといったことについてお伺いしました。

次に、ふるさと納税の平成29年度からの年度ごとの実績推移について、お伺いします。

○**田村委員長** 杉村経済部長。

○**杉村経済部長** 平成29年度からの寄附金額の推移でございますが、平成29年度が3万5,787件、5億7,492万901円でございます。平成30年度が8万6,427件、12億1,458万4,977円、そして令和元年度が12万3,532件、15億4,190万7,111円でございます。令和2年度につきましては、途中でございますが、約6万5,000件、約9億円の実績見込みとしているところでございます。

○**田村委員長** 岡村委員。

○**岡村委員** 今、お示しありましたように、件数、金額ともかなり落ち込んでいるといった状況にあると思います。こういったことの要因などについては、また分科会でいろいろお尋ねしていきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

次に、9ページになりますけれども、上段、高齢者バス運賃助成事業についてお伺いします。免許返納者にバスを利用してもらうということで優待するわけですが、そういった事業について、グランド70の利用実績、これについてまずお伺いします。

○**田村委員長** 八幡総合政策部長。

○**八幡総合政策部長** 助成の実績についてのお尋ねでございますが、この高齢の免許返納者に対する助成、これは委員御案内のとおり平成30年度から実施をさせていただいております。30年度の免許返納者は496人ございまして、それに対して助成の実績は157件でございます。元年度につきましては、同じく696人に対して、実績は255件でございます。本年度につきましては、これはまだ2月の時点の助成実績でございますが、609人に対して166件という実績でございます。

○**田村委員長** 岡村委員。

○**岡村委員** 免許返納者のうち、大体3割程度が利用されているといった状況ですが、この利用の見込みと実績についてどのように評価されているのか、お伺いします。

○**田村委員長** 八幡総合政策部長。

○**八幡総合政策部長** 見込みと実績についての評価でございますが、今年度につきましては、これ新型コロナウイルスの影響などにより、一応助成実績は見込みに比べて減少しているものと評価しております。しかしながら、近年、免許返納者につきましては、これ増加傾向にございますので、今後も免許返納者の移動手段として助成件数につきましては増加していくものと、そういうふうに考えております。

○**田村委員長** 岡村委員。

○**岡村委員** この中で、5割引きで販売した高齢者バス定期券の販売実績、これについてもお伺いしたいと思います。また、その評価についてもお伺いします。

○**田村委員長** 八幡総合政策部長。

○**八幡総合政策部長** この当該制度につきましては、高齢者の外出支援、あと免許返納者に対する2年目以降の助成として今年度から開始させていただいた事業でございます。実

績につきましては、これ2月末時点で329件の実績でございます。

評価といたしましては、この免許返納助成制度以外のグランド70の購入件数は、令和元年度の104件から、2年度の2月末時点では352件と、約3倍に増えておりまして、高齢者の外出支援といたしましては一定の効果があったものと考えております。

**○田村委員長** 岡村委員。

**○岡村委員** ぜひこういったまた制度を高齢者の方に利用していただくといったことについて、広報などを通じてやっぱり積極的にPRしていただきたいというふうに要望しておきたいと思っております。

次に、13ページの上段、マイナンバーカード取得促進事業についてお伺いします。

菅義偉首相は、デジタル庁の設置、デジタル化を看板政策として打ち出して、その具体化として、現在20%半ばほどにとどまっているマイナンバーカードの取得促進に躍起となっています。しかし、そこにあるのは特定の企業の利益と結びついたカード発行を担う地方公共団体情報システム機構の実態であり、個人情報保護を置き去りにして、健康保険証や運転免許証、国税、年金などひもづけすることを狙って、事実上、国民が取得せざるを得ない状況に追い込もうとしている、このことについては本当に許せないと考えます。

そこで、そういったことを前提にお伺いしますが、マイナンバーカードの普及件数、普及率についてお伺いします。

**○田村委員長** 朝妻市民生活部長。

**○朝妻市民生活部長** マイナンバーカードの交付枚数率等についてのお尋ねでございます。本年2月末時点でございます、交付枚数率が24.69%、交付枚数が3万6,500枚でございます。

**○田村委員長** 岡村委員。

**○岡村委員** それでは、現在25%弱といった普及状況だということですが、令和3年度末、また4年度末時点での普及率目標についてお伺いします。

**○田村委員長** 朝妻市民生活部長。

**○朝妻市民生活部長** 交付枚数率の目標についてですが、令和3年度末で70%、令和4年度末で90%を目標としております。

**○田村委員長** 岡村委員。

**○岡村委員** 今1階の特設ブース、連日、大勢の市民の方が来庁されておりますけれども、その利用状況についてお伺いします。

**○田村委員長** 朝妻市民生活部長。

**○朝妻市民生活部長** 特設ブースの2月の利用状況でございます。利用者数が3,617人、カードの申請が1,565件、カードの交付が1,467件、その他手続が585件、1日平均にしますと201名の方、御利用いただいております。

**○田村委員長** 岡村委員。

**○岡村委員** 新年度は、前年度に比べほぼ倍増の予算額となっています。コロナ禍の今、そこまでしゃにむにやらなければならないのか、こういうふうに思うわけですが、どうお考えでしょうか。

**○田村委員長** 朝妻市民生活部長。

**○朝妻市民生活部長** 予算が増えている要因でございますけれども、令和3年度から任期

付職員1名増、会計年度任用職員6名増、それから待ち時間短縮を図るための統合端末の増設、あるいはテレビコマーシャルなど普及啓発費の増額により、予算の増額をお願いしているところでございます。

**○田村委員長** 岡村委員。

**○岡村委員** 本当ですね、マイナポイントという誘導策で、鳴り物入りでカード普及を図っている、そういった状況にコロナ禍の今、政府がやることかという大きな批判が起こっています。そうした政府の意を受けて、ただただカード普及を図ることは許されない、このことを申し上げておきたいと思います。

次に、24ページ下段の公立保育所整備事業についてお伺いします。淀江・宇田川両保育園を廃園にして、先ほども質問でありましたように、土壌汚染が懸念されている、そうした敷地に新たな統合園を建設しようという計画、これについては私たちは、やはりしっかりと住民の理解と納得を得てから進めるべきだということを申し上げて、事業の内容についてお伺いします。新築工事費7億2,260万円となっておりますけれども、その内訳についてお伺いします。

**○田村委員長** 湯澤こども未来局長。

**○湯澤こども未来局長** 淀江・宇田川統合園の新築工事費の内訳ということでございますが、建築主体工事が5億1,970万、機械設備工事が1億1,470万、電気設備工事が8,820万、計7億2,260万円となっております。また、このうち建築主体工事につきましては、本議会最終日に工事請負契約の締結についての追加議案を上程させていただく予定としております。

**○田村委員長** 岡村委員。

**○岡村委員** 新築工事費7億2,260万円というふうなことで、統合園舎の建設費がかなり割高になっているんじゃないかというふうに感じました。比較する上で、近年、園舎建設された公立保育所、福祉会立保育所の工事費の建設費用はどうなっているのか、実態をお伺いします。

**○田村委員長** 湯澤こども未来局長。

**○湯澤こども未来局長** 近年の保育所の建て替え費用ということでございます。定員ですとか面積に非常に幅がございますので、一概にこの費用のみで判断できるものではないかとも思いますが、本市、米子市の公立保育所では、平成16年に淀江町で大和保育園を新築しておりまして、そのときの建設費は約2億7,000万円となっております。私立の保育所のほうでは、平成30年に建て替えました車尾保育園が約3億2,000万円、また、平成31年に建て替えたあゆみ保育園が約2億9,000万円となっております。また、春日保育園と統合し、令和4年に開所いたします予定の巖保育園につきましては、約4億円というふうに伺っております。

**○田村委員長** 岡村委員。

**○岡村委員** 定員などの規模によって工事費というものも大きく変わるというふうに思いますが、しかし、今お示しになったように、平成16年の大和保育園、これが2億7,000万円、車尾保育園、これは平成30年ですけども3億2,000万円、あゆみ保育園が2億9,000万円と、こういうふうなことになっていて、このたびの統合園の建設費は、今、答弁になった福祉会立の保育園舎の建設費などと比べても、かなり割高になっ

ていると、こういうふうに感じます。その理由についてお伺いします。

○**田村委員長** 湯澤こども未来局長。

○**湯澤こども未来局長** この建設費につきましては、この統合園の工事費は国の積算基準に基づいて設計しております。適正なものであると認識しております。また、この統合園につきましては、その設備のほうで、異年齢交流しやすい交流ホールの設置ですとか、園児がクールダウンするためのスペースの設置、ゼロ歳、1歳の保育室への床暖房の設置、アレルギー対応を十分に対応した調理室の設置など、子どもの健やかな成長や発達のための設備、仕様を充実させた保育環境、園児にとって明日また通いたくなるような、職員にとっても働きやすい環境を整える施設としております。また、内装には県産材をふんだんに使用することとしております。

○**田村委員長** 岡村委員。

○**岡村委員** 米子市では、今後、今回の淀江・宇田川保育園の統合園というふうな形と同様に、西保育園とねむの木保育園など公立保育園同士の統合計画が続いて行われていこうとしておりますけども、もしやるのであれば、そこを利用する園児たちにとって最善の施設となるよう、こういうことは指摘しておきたいと思います。

次に、27ページになりますけども、これの下段、一般廃棄物処理施設整備負担金基金積立金、これについてお伺いします。

一般廃棄物処理施設の整備に充てるため、これは西部広域が計画しているわけですけども、事業費の負担金を基金として積み立てる方式を採用したのはなぜなのか、お伺いします。また、基金積立方式以外の方式を採用した自治体はあるのか、これについてもお伺いします。

○**田村委員長** 朝妻市民生活部長。

○**朝妻市民生活部長** まず、基金積立とした理由についてですが、施設整備に多額の費用を要することから、施設整備時期における一時的な負担が多くなることを避け、年度ごとの負担の平準化を図るために基金の積立としたところでございます。過疎対策事業債という有利な財源を活用できる自治体、大山町、伯耆町、日南町、日野町、江府町につきましては、それにより財源確保されると伺っております。

○**田村委員長** 岡村委員。

○**岡村委員** それでは、米子市は何年間かけて幾ら積み立てていくのか、そういった計画なのか、また、施設整備のための総負担額は9市町村で合計幾らになるのか、お伺いします。

○**田村委員長** 朝妻市民生活部長。

○**朝妻市民生活部長** 本市における積立期間と額についてですが、令和3年度から令和9年度までの7年間で、16億9,400万円を積み立てる予定としていただいております。なお、構成市町村が基金等で対応する額は、令和2年10月時点の試算ですが、約32億円と伺っております。

○**田村委員長** 岡村委員。

○**岡村委員** この問題を最後に、基金積立額は全て一般財源となるのか、お伺いします。

○**田村委員長** 朝妻市民生活部長。

○**朝妻市民生活部長** 積立金は、全て一般財源でございます。

○**田村委員長** 岡村委員。

○**岡村委員** 次に、50ページの上段、日本中央競馬会事業所周辺環境整備事業についてお伺いします。この周辺環境整備事業は、JRA、日本中央競馬会ウインズの周辺ということで特化されているわけですが、これまで同事業で整備された路線数についてお伺いします。

○**田村委員長** 隠樹都市整備部長。

○**隠樹都市整備部長** この事業は、平成13年度より実施しておりまして、現在まで17路線管理をしております。

○**田村委員長** 岡村委員。

○**岡村委員** 今年度の大崎東37号線は、今年度工事費が含まれておりませんが、何か年事業と計画されているのか、お伺いします。

○**田村委員長** 隠樹都市整備部長。

○**隠樹都市整備部長** この事業につきましては、令和3年度から3か年の予定で事業を推進してまいりたいと考えております。

○**田村委員長** 岡村委員。

○**岡村委員** この説明書を見ますと、補償、賠償金が予算額の8割以上を占めるということになっていますが、その理由についてお伺いします。

○**田村委員長** 隠樹都市整備部長。

○**隠樹都市整備部長** 令和3年度の事業につきましては、用地買収に併せて補償費として家屋移転を行う予定としておりますので、そのような金額の配分になっておるところでございます。

○**田村委員長** 岡村委員。

○**岡村委員** この事業は3か年で延長100メートルの道路を整備しようという事業になっているわけですが、本当に今、整備が急がれる、求められている事業なのか検証の必要性を感じました。また、この問題については分科会で取り上げていきたいというふうに思います。

次に、53ページの下段、下水道事業会計繰出金についてお伺いします。平成29年度からの、まず繰出金の実績についてお伺いします。

○**田村委員長** 矢木下水道部長。

○**矢木下水道部長** 平成29年度からの繰出金の実績ということでございます。29年度から令和元年度までにつきましては決算額で、令和2年度につきましては予算額で申し上げますと、平成29年度が20億1万8,000円、平成30年度が20億6,000円、令和元年度が16億1,203万2,000円、令和2年度が16億4,563万2,000円でございます。

○**田村委員長** 岡村委員。

○**岡村委員** 平成30年度に20億あった繰出額が、令和2年度は16億、そして新年度は14億ということになります。なぜ年々繰出金が減少しているのか、これについてお伺いします。

○**田村委員長** 矢木下水道部長。

○**矢木下水道部長** 繰出金が減少している理由についてでございます。これにつきまして

は、国において、下水道事業に係る経費のうち、一般会計が負担すべきものとして定める繰出基準額の算定方法の変更によるものでございまして、1つには、分流式下水道に要する経費に対する汚水公費負担分の減少、これが国が従来公費負担の対象としていた経費の算定方法を変更し、繰出基準額から除外したということが一つの理由でございます。

もう1点は、資本費の算定方法の変更によるものでございまして、法適用後に平均45年の耐用年数による減価償却費を基に算定いたしました繰出基準額が、法適用時に30年償還による企業債元金償還額を基に算定した繰出基準額より減少したことによるものでございます。なお、公営企業会計移行に向けまして、固定資産調査を実施した結果、移行時点で既に設備の老朽化によります減価償却が進んでおり、移行後に減価償却費を基に算定した繰出基準額が減少したことによるものでございます。

○**田村委員長** 岡村委員。

○**岡村委員** このように繰出金減少が事業会計に与える影響についてお伺いします。

○**田村委員長** 矢木下水道部長。

○**矢木下水道部長** 繰出金の減少によります下水道事業会計への影響ということについてでございます。繰出金の減少によりまして、企業債の償還金の財源が不足するということが起こりますけれども、これにつきましては資本費平準化債を発行することによりまして、必要な財源を確保したところでございます。

資本費平準化債と申しますのは、企業債の元金償還期間と実際の下水処理施設の減価償却期間が異なっておりまして、減価償却期間のほうが長いことから、当該年度の企業債元金償還金相当額と減価償却費相当額との差額につきまして、発行が認められている地方債でございます。

資本費平準化債の発行によりまして、各年度の元金償還に対する公費負担を軽減することができるとございまして、今後も下水道事業につきましては、効率的な施設運営体制の構築や維持管理経費の節減への取組など、引き続き経営努力に努めていきたいというふうに考えております。

○**田村委員長** 岡村委員。

○**岡村委員** 次に、64ページになりますけれども、下段、学力調査実施事業についてお伺いします。まず、令和2年度の学力調査の結果についてお伺いします。

○**田村委員長** 松田教育委員会事務局長。

○**松田教育委員会事務局長兼教育総務課長** 小学3年生に実施いたしました、いわゆるよなご学力調査の、本年度の結果についてでございます。国語、算数ともに全国平均とほぼ同程度でございました。教科別に見ますと、国語におきましては漢字の読み書きや言葉の学習では全国平均を上回っておりまして、ふだんの教室での学習に加え、日頃の家庭学習などの成果が表れたと考えます一方で、文章を書く力に課題が見られました。

また、算数におきましては、基礎的な問題、活用に関する問題ともにおおむね全国平均と同程度であり、学習の成果が表れておりましたが、解き方を説明する問題に課題が見られたところでございます。

○**田村委員長** 岡村委員。

○**岡村委員** 次に、これは93万6,000円、事業費全額委託料ということになっておりますけれども、この委託料と委託先の選定方法、委託内容についてお伺いします。

○**田村委員長** 松田教育委員会事務局長。

○**松田教育委員会事務局長兼教育総務課長** 委託業者についてでございます。本年度におきましては、業者選定は昨年10月に公募型プロポーザル方式により行ったところでございます。今回は2者の申込みがございまして、教育委員会と校長等による選考協議会の結果、2者のうちの1者の民間事業者に決定したもので、問題の作成や採点、結果分析、調査結果作成など業務委託をしたいと考えております。

○**田村委員長** 岡村委員。

○**岡村委員** 鳥取県は、小学4年から6年生を対象に学力テストを実施していますけども、その2年度の結果についてお伺いします。

○**田村委員長** 松田教育委員会事務局長。

○**松田教育委員会事務局長兼教育総務課長** 令和2年度の結果についてでございます。とっとり学力・学習状況調査の結果につきましては、実施した全学年におきまして、国語、算数ともにおおむね県平均と同程度でございました。

○**田村委員長** 岡村委員。

○**岡村委員** 鳥取県は、なぜ4年生から6年生までを対象とした学力テストをしているのか、これについてお伺いします。

○**田村委員長** 松田教育委員会事務局長。

○**松田教育委員会事務局長兼教育総務課長** 鳥取県におけます学力テストの実施についてでございます。埼玉県におきまして、学年ごとの伸びを見て効果が見られた取組を広げていくという趣旨で学力・学習状況調査を行っておられ、鳥取県はこの趣旨に賛同され、埼玉県と協定を結んでいると伺っております。それに加えまして、埼玉県の調査が4年生以上を対象にしておられ、鳥取県もそれに準じているものとも伺っております。

○**田村委員長** 岡村委員。

○**岡村委員** 鳥取県が実施しない3年生を対象に、なぜ米子市が実施するのか、県内他市町村も3年生を対象にして行っているのか、これについてお伺いします。

○**田村委員長** 松田教育委員会事務局長。

○**松田教育委員会事務局長兼教育総務課長** 小学3年生の学力調査についてでございます。本市の学校におきましては、単元ごとに子どもたちの学習の状況を小まめに把握し、指導に生かしております。また、1年間のまとめの時期に、1年間の子どもたちの総合的な学力を把握し、復習をしたり、次の学年へ準備を行ったりしておるところでございます。これは全ての学年で行っていることでございますが、特に小学3年生につきましては、国語、算数ともに量的にも質的にもつまずきやすいと言われていることから、本市として一つのポイントと捉え、本事業を活用してしっかりと子どもたちの学力を把握し、指導に生かしていきたいと考えたことからでございます。

なお、県内の他市町村の実態につきましては、小学3年生だけではなく、さらに広い学年で独自の学力調査を実施されている自治体が複数あるというふうに聞いてございます。

○**田村委員長** 岡村委員。

○**岡村委員** この問題を最後にしますけども、全国学力テスト、これは2019年、国連子どもの権利委員会が日本政府に対し、極度に競争的制度とストレスフルな学校環境から子どもを解放するよう勧告する一因ともなっています。こういった勧告がなされているこ

とからして、小学3年生から学力調査のテストをするということをどのようにお考えなのか、お伺いします。

○**田村委員長** 松田教育委員会事務局長。

○**松田教育委員会事務局長兼教育総務課長** 小学3年生からの学力調査についてでございます。学力調査は、極度に競争をあおるものではなく、確かな学力を保障するために必要なものであると考えております。子どもたちの学力を把握し、力が十分に身につけていない内容をしっかりと補充したり、教員の指導の工夫改善を図ったりすることを通じまして、子ども一人一人の学力を確実に伸ばす教育を推進してまいりたいと考えておるところでございます。

○**田村委員長** 岡村委員。

○**岡村委員** それでは、最後になりますけれども、74ページ、これの上段、成人式についてお伺いします。令和2年度はコロナ禍で中止を余儀なくされたといったことになっているわけですが、この予算、令和2年度の予算はどう消化されてきたのか、また、3年度予算額には何が組み込まれているのか、お伺いします。

○**田村委員長** 松田教育委員会事務局長。

○**松田教育委員会事務局長兼教育総務課長** 米子市の成人式についてでございます。令和2年度の成人式、事業費の予算額は85万2,000円でしたが、決算見込みといたしまして43万3,000円程度を考えておるところでございます。主な内容につきましては、記念感想文の賞品などの報償費で4万3,000円程度、案内状発送用の宛名シールなど消耗品費において3万5,000円程度、案内状、しおりなどの印刷製本費として24万7,000円程度、案内状発送の通信運搬費11万円などを想定しております。未執行の経費の主なものとしたしましては、会場借料や看板設置代、手話通訳の費用等でございます。開催当日に係る経費などが未執行でございます。

また、令和2年度成人式の事業費として、令和3年度予算に計上したものでございますが、令和2年度に執行したことにより、令和3年度に執行する必要がないものを除きまして、会場借料等の所要の額を計上しておるところでございます。令和3年度の予算額は167万7,000円でございます。内訳は、令和3年度分が84万4,000円、令和2年度分が83万円としているところでございます。

○**田村委員長** 岡村委員。

○**岡村委員** 延期となっております平成2年度の成人式は、今年10月10日に行われる予定となっておりますけれども、やはり新型コロナウイルス感染症対策、これについては十分な対策が必要だというふうに考えますけれども、どういうふうにお考えでしょうか。

○**田村委員長** 松田教育委員会事務局長。

○**松田教育委員会事務局長兼教育総務課長** 成人式におけます新型コロナウイルス感染症対策についてでございます。現時点では、令和3年1月3日に開催を予定しておりました成人式に向けて準備していた感染防止対策と同様なものと考えておりますが、具体的には式典内容の簡素化などによる三密状態回避の徹底、入場時の検温、手指消毒、マスク着用の徹底など、万が一のときに備えまして事前申込みによる参加者の連絡先の把握、接触確認アプリCOCOAの利用及び鳥取新型コロナ対策安心登録システムへの登録のお願いなどを実施するよう考えておるところでございます。その他、今後の感染拡大状況を見な

から必要な対策を追加するなど、感染防止対策を徹底してまいりたいと考えております。

○**田村委員長** 岡村委員。

○**岡村委員** 成人式該当者の保護者などからよくお伺いすることですけれども、都会などから帰ってきて本当に広げてもらったら困るしという中で、ワクチン接種について、やはり参加者にはそういったものについてやっぱりきちんと徹底するということが必要じゃないか。ワクチン接種の奨励というものを考えておられんだろうかという声をよく聞きます。それについてどういうふうにお考えでしょうか。

○**田村委員長** 松田教育委員会事務局長。

○**松田教育委員会事務局長** 成人式参加者に対しましてのワクチン接種についてでございます。ワクチン接種につきましては、国におきまして接種を推進しており、本市におきましても新型コロナウイルスワクチン接種推進室を設置しており、取り組んでいるところでございます。成人式参加者におきましても、できるだけ接種していただきたいと考えておりますが、一方で現時点ではワクチンの供給量や接種対象年齢など、どのような状況となるか不透明な部分もございます。成人式参加者へのワクチン接種の推奨については、これから広くワクチン接種が実施されていく中で、国の動向も見守りながら、適切な時期に、適切な判断をしてまいりたいと考えております。

○**岡村委員** 終わります。

○**田村委員長** 暫時休憩いたします。再開は午後1時といたします。

**午前 11時58分 休憩**

**午後 1時00分 再開**

○**田村委員長** 予算決算委員会を再開いたします。

この際、辻総務部長が発言を求めておられますので、これを許可いたします。

辻総務部長。

○**辻総務部長** 午前中の土光委員の御質問に対するお答えにつきまして、改めて御説明させていただきますと存じます。公共施設の適正化管理の推進ということで、公共施設等適正管理推進事業債という起債がございます。これがいわゆる交付税措置等もありまして、こういった適正管理を推進するための国からの有利な財源として用意されたものでございます。その中の一つのメニューといたしまして、公共施設のその除却事業に対しまして、この起債が当たるといようなことになってございます。充当率が90%ということでございまして、この除却をしたい場合に、国からのこういった制度ができたことによりまして財源の手当てができるといった意味で、これも有効に活用していきたいところでございます。

御質問のほうにもございました旧淀江保育園、宇田川、そして幼稚園といったところがどうなるかといったお話がございましたけれども、こういったものにつきましても、この公共施設等総合管理計画に基づきまして対象となるというふうと考えております。また、現行、この適正化の起債は令和3年度までということとなっております。その延長につきましては、全国で要望を現在しているところでございまして、前向きに検討しておられるということで、まだ正式に延長になったものではないということも申し添えさせていただきますと存じます。以上です。

○**田村委員長** お諮りいたします。辻総務部長からの発言の訂正の申出を許可することに

御異議ありませんか。

[「異議なし」と声あり]

**○田村委員長** 御異議なしと認め、辻総務部長からの発言の訂正の申出を許可することに決しました。

なお、訂正の部分につきましては、後ほど会議録を確認の上、委員長において適切に処理いたします。

次に、蒼生会、奥岩委員。

**○奥岩委員** 申合せにより、マスクを外させていただきます。会派蒼生会の奥岩です。議案第34号、令和3年度米子市一般会計予算について総括質問させていただきます。

事前配付いただきました資料の令和3年度予算の概要の説明や、先ほどまでの総括質問、また先日までの一般質問と重複する箇所があるかと思いますが、何点か確認をさせていただきたいと思います。

まずは、令和3年度の予算編成での基本的な考え方について伺います。

**○田村委員長** 辻総務部長。

**○辻総務部長** 予算編成の基本的な考え方についてでございます。

令和3年度の当初予算は、4月に市長選挙を控えておりますことから、経常的・義務的経費のほか、継続的な経費など、年度当初からの予算措置が必要な経費にとどめた骨格予算として編成したところでございます。

このたびの予算編成に当たりましては、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして市税収入の落ち込みが見込まれる中、限られた財源を重点的かつ効率的に配分するため、なお一層事業の選択を行い、これまで以上に事務事業の徹底した効率化を図るなど、持続可能な財政運営へ向けた取組に努めたところでございます。

しかしながら、こうした取組を進めます一方で、新型コロナウイルスの感染予防に万全を期し、疲弊した地元経済や停滞している社会活動に対しましてできる限りの支援を行っていくため、国の補正予算と連動し、14か月予算として切れ目のない対応を図ることとしたものでございます。

**○田村委員長** 奥岩委員。

**○奥岩委員** 分かりました。詳細につきましては、現時点で提出されているものにつきましては、分科会審査のほうでも質問させていただきたいと思います。また、御答弁ございましたとおり骨格予算でございますので、こちら、また市長選後に再度伺うところもあるかと思いますが、よろしく願いいたします。

令和3年度も限られた予算の中での予算配分や、またコロナ禍の中での14か月の切れ目のない対応を予定されているということで、こちらは評価させていただいております。昨年度に引き続き、次年度もスピード感のある補正予算対応を期待させていただいております。

続きまして、歳出について伺わせていただきます。

このたび経常的経費のマイナスシーリングをされていらっしゃると思いますが、この考え方と効果額について伺いたいと思います。

**○田村委員長** 下関総務部次長。

**○下関総務部次長兼財政課長** マイナスシーリングの考え方と効果額ということでござ

いますけれども、当初予算の編成に当たりましては、新型コロナウイルス感染症の影響によります市税の大幅な減収が見込まれる中、社会保障費などの義務的経費の増、老朽化が進む公共施設の対応のほか、新型コロナウイルス感染症対策の経費など、そういった財源を確保するために、既存事業の徹底した見直しと併せて経常経費のマイナス3%シーリングを実施したものでございます。

なお、シーリングの効果額といたしましては、約3,000万円でございます。

**○田村委員長** 奥岩委員。

**○奥岩委員** 見直しをいただいたということで、効果額も相応のものが出ているんじゃないのかなと考えます。

続きまして、同じく歳出についてですが、土木費、こちらの減少について、その要因を伺いたいと思います。

**○田村委員長** 下関総務部次長。

**○下関総務部次長兼財政課長** 土木費の減少要因ということでございますが、土木費の当初予算の額は約5億3,700万でございます。前年度と比べ約19%の減少となっております。これは、骨格予算としての編成によるもののほか、米子駅南北自由通路等整備事業ですとか市道安倍三柳線改良事業の事業費などの減による影響によるものでございますが、土木費につきましては、国の令和2年度の第3号の補正予算におきまして国土強靱化対策が追加されましたことから、本市におきましても令和2年度の3月補正におきまして前倒し分として約2.2億円を盛り込み、事業費の確保を図ったところでございます。

なお、土木費を含む普通建設費全体で考えますと、鳥取県西部総合事務所新棟・米子市役所糶町庁舎整備等事業の皆増や啓成小学校校舎等整備事業の増などにより、前年度に比べ0.9%増加しておりまして、投資的事業全体においても一定の水準の確保を図っているところでございます。

**○田村委員長** 奥岩委員。

**○奥岩委員** 数値だけ見させていただきますと、御答弁ありましたとおり、前年度対比19%減ということで心配をしておりましたが、全体としては必要な事業費を確保されておられまして、また、投資的事業全体でも、こちらのほうも予算を今後確保されるということで安心しております。

次に、歳入について伺わせていただきます。

市税収入について大幅減少が予見されておりますが、こちらについての対応について伺います。

**○田村委員長** 辻総務部長。

**○辻総務部長** 税収の減についての対応についてでございますが、市税収入につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、前年度から約31億円減の合計で157億円という数値を見込んでおりますが、このうち固定資産税の減免に伴う減収分、約19億3,000万円につきましては、国からの特別交付金によりまして全額補填されることとなっております。また、税収減に伴いまして臨時財政対策債の増額も見込んでいるところでございまして、国におきまして一定の財源保障がなされることとなっているところでございます。

各事業の実施に当たりましては、より効率的、効果的な執行に努めますとともに、国や

県の補助金、また交付税措置のある市債など、有利な財源の確保に努めてまいりたいと考えております。

**○田村委員長** 奥岩委員。

**○奥岩委員** こちらは一般質問でもありましたし、改めて確認をさせていただきました。

同じく自主財源の比率、こちらが0.9ポイント下がっていますが、こちらについてはどのようにお考えか、所見を伺います。

**○田村委員長** 辻総務部長。

**○辻総務部長** 自主財源比率の低下についてでございますが、先ほど申し述べました市税収入が、これが自主財源の大きなものでございますが、これが減となることによりまして自主財源比率の低下につながっておりますが、その補填財源となります特別交付金や臨時財政対策債、これが分類上、依存財源というものに区分されているものの、市税の代替財源でございますが、実質的に用途を制限されない本市の独自財源というふうな認識でございますが、このたびの自主財源比率の低下が財政運営に影響を与えるものではないと考えております。

しかしながら、このコロナ禍におきましても政策的に使える財源を確保し、持続可能な財政運営を行っていくために、積極的に自主財源を確保していく取組は重要であると考えておまして、引き続き企業誘致や、例えば角盤町エリアの活性化、皆生の観光振興など、税源の涵養につながるようなもろもろの施策にしっかりと力を注ぎまして、将来にわたり安定した税収の確保に努めていかなければならないというふうに考えているところでございます。

**○田村委員長** 奥岩委員。

**○奥岩委員** ぜひ引き続き御対応をお願いいたします。

議会からも、1年ほど前になりますが、昨年4月に新型コロナウイルス感染症に関する緊急申入れでも、当初、経済のV字回復に向けた取組も、こちらも要望させていただいております。コロナ終息を待った結果、現在の本市におけます経済基盤が倒れるようなことはあってはならないと考えますので、引き続き経済の活性化と税収の確保は、当局と議会側、知恵を出し合いながら進めていきたいと考えておりますので、お願いいたします。

さて、歳入についても伺わせていただきます。

こちら、市債の依存度が高くなった要因について伺います。

**○田村委員長** 下関総務部次長。

**○下関総務部次長兼財政課長** 市債依存度が高くなった要因ということでございますけれども、当初予算におきます市債は約62億2,000万円でございます。市債依存度は8.7%、前年度の6.4%を2.3ポイント上回っております。これは、地方交付税の代替財源として交付されます臨時財政対策債が前年度と比べまして58.5%と大きく伸び、約24億6,000万円となったことが大きな要因でございます。

**○田村委員長** 奥岩委員。

**○奥岩委員** 御説明ありがとうございます。こちら一般質問とか先ほどのやり取りと重複しますが、確認をさせていただきました。

最後にもう一つ伺いたいんですけど、実質公債費比率を確認させていただきますと、こちら良化していますが、その要因と、また、今後の見込みについてどうなのか伺いたいと

思います。

○**田村委員長** 辻総務部長。

○**辻総務部長** 実質公債費比率についてでございます。

本市の実質公債費比率は年々減少しておりまして、令和元年度の実質公債費比率は9.1%、対前年度比では1.5%良化しているところでございます。また、令和2年度、3年度におきましても、見込みではございますが、良化していくものと考えているところでございます。これは、利率の見直し、そして大型事業の償還の終了による公債費の減少によるものでございまして、今後はクリーンセンターや学校の長寿命化事業、米子駅南北自由通路等整備事業などの大型事業の償還が始まりますため、実質公債費比率は下げ止まるというふうに見込んでおります。

また、現状、実質公債費比率は一定の水準にコントロールされておりまして、今後につきましても本市の将来像の実現に必要な投資的事業にはしっかりと取り組みながら、事業の精査や平準化等により市債の発行をコントロールいたしまして、適切な水準を維持していきたいというふうに考えております。

○**田村委員長** 奥岩委員。

○**奥岩委員** 数値、見させていただけますと、かなり良化しておりますので、こちら決算のときにも触れさせていただいておりましたが、高く評価させていただいております。

昔の決算等々を調べさせていただきますと、いつときは20%前後だったようなこともあると思いますが、そのときは時代も違いますし、都度都度最善策を講じておられると思いますが、御答弁ありましたとおり、引き続き当局の皆様におかれましては持続可能な財政基盤の確立を目指して予算編成、頑張ってくださいと思います。

簡単ではございますが、以上で総括質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○**田村委員長** 次に、公明党議員団、矢田貝委員。

[矢田貝委員質問席へ]

○**矢田貝委員** 公明党の矢田貝香織でございます。議案第34号、令和3年度米子市一般会計予算の中の2つの事業について質問をさせていただきます。よろしく願いいたします。

まず、福米西小学校屋内運動場等整備事業についてお伺いいたします。

市内の小・中学校の体育館の中で、福米西小学校の屋内運動場等の整備が次年度に実施計画に向かうことになった理由について、まずお伺いいたします。

○**田村委員長** 松田教育委員会事務局長。

○**松田教育委員会事務局長兼教育総務課長** 福米西小学校の屋内運動場等の整備に向かう理由についてでございます。

福米西小学校におきましては、児童数の増加によりまして卒業式等の式典など、1年生から6年生までの全ての児童及び保護者が入れないことや、建物の老朽化が進行していることから、令和3年度の実施設計業務等の予算を計上させていただいたところでございます。

○**田村委員長** 矢田貝委員。

○**矢田貝委員** 児童数の増加の対応ということと、建物の老朽化のために整備に向かわれ

るということでございます。同じような状況にある学校体育館というのはほかにもあるというふうに認識をしております。検討が必要なその他の学校体育館につきましては今日は伺いませんけれども、広い意味では、今後の学校体育館の整備も、学校再編と関連をしながら検討されていかなければならないことだろうというふうに考えておりますので、校舎、体育館等の整備の必要性も含めた学校再編の情報提供を求めておきたいと思っております。

さて、福米西小学校の新体育館ですけれども、どのくらいの規模の体育館になるのか伺います。

○**田村委員長** 松田教育委員会事務局長。

○**松田教育委員会事務局長兼教育総務課長** 新屋内運動場の規模の想定につきましてでございます。

福米西小学校の屋内運動場の規模につきましては、小学校としては最大規模のもので、近年建て替えました福米東小学校及び福生東小学校と同規模のものを想定しているところでございます。

○**田村委員長** 矢田貝委員。

○**矢田貝委員** 市内小学校としては最大規模ということで、お話を聞かせていただく中で1,215平米というふうにも伺いましたけれども、この福米西小学校、私の地元の校区でもありまして、福米西小学校も福米東小学校もよく状況が分かるわけでございます。今回整備に向かう新体育館、このイメージが今の福米西小学校の体育館の約2倍近くの床面積になるのかなというふうに想像しておりまして、とても大きな学校体育館となるというふうに思っております。となりますと、今の場所に建て替えるということが難しくなるのではないかと思いますけれども、この事業名には屋内運動場等というふうにございます。体育館以外に関連した施設等の整備計画が含まれているのか、事業内容についてお伺いいたします。

○**田村委員長** 松田教育委員会事務局長。

○**松田教育委員会事務局長兼教育総務課長** 屋内運動場等の整備についてでございます。

屋内運動場以外の整備を含めた事業内容でございますが、本事業の整備内容といたしましては、屋内運動場の拡張のため、既存の屋内運動場及びプールの取壊し、また、新たに屋内運動場及びプールの整備を計画しているところでございます。

○**田村委員長** 矢田貝委員。

○**矢田貝委員** 分かりました。

では、次に、一般質問で安達議員が触れられておりましたけれども、避難所としての学校の役割についておっしゃっておりましたけど、本市の指定避難所としての小・中学校の校舎と体育館の位置づけについてはどのようになっているのか伺います。

○**田村委員長** 永瀬防災安全監。

○**永瀬防災安全監** 指定避難所としての市内の小・中学校の校舎と体育館の位置づけでございますけれども、小・中学校を指定避難所に指定する場合におきましては、特段校舎と体育館を区別せずに、一体のものとして指定しているところでございます。

○**田村委員長** 矢田貝委員。

○**矢田貝委員** 私も家族で話しするときには、どこどこの学校にというふうにして、集合場所はグラウンドのどこどこの下、何時ねっというふうな形でやるんですけれども、

私個人としては、学校の避難所に行けば、まず体育館っていうふうに思っております、その校舎と体育館の区別がないということで、その点は安心することができました。

避難所としての利用も想定される学校体育館でございますけれども、今回の実施設計や地質調査等では、災害対応についてどのような方針で向かわれるのかお伺いたします。

**○田村委員長** 松田教育委員会事務局長。

**○松田教育委員会事務局長兼教育総務課長** 屋内運動場の実施設計に係る災害対応の方針についてでございます。

学校教育におきまして、児童にとって安全かつ円滑に使用できる施設とすることが大前提でございます。このことを踏まえた上で、災害時には避難所となることも想定いたしまして、利用しやすい施設となるよう設計業務等を行ってまいりたいと考えております。

**○田村委員長** 矢田貝委員。

**○矢田貝委員** 令和2年、去年の2月の総務政策委員会におきまして、マンホールトイレの整備という報告がございました。多数の避難者が見込まれる地震災害、鳥取県地震想定で比較的大きい被害が見込まれる6地区、避難所を開設した場合に受入れの人数の大きい施設、そして各施設の整備状況や現地確認等を踏まえて、逐次整備を進めていくという説明がございましたけれども、今回の福米西小学校の新体育館の計画にマンホールトイレの施工計画が含まれるのか伺います。

**○田村委員長** 永瀬防災安全監。

**○永瀬防災安全監** 福米西小学校のマンホールトイレの施工計画ということでございますけれども、先ほど紹介いただきましたとおり、総務政策委員会のときに説明をさせていただきましたが、当面の整備計画におきましては、マンホールトイレの整備は鳥取県地震想定で比較的大きい被害が見込まれる6地区、具体的には明道、就将、啓成、車尾、成実、住吉で行うこととしておりまして、現在のところ、福米西小学校は、この中に含まれてはおりません。

**○田村委員長** 矢田貝委員。

**○矢田貝委員** 今回、建て替え改修ということで、本当に検討すべきタイミングではないかなというふうに私は思っておりますので質問させていただいたんですけれども、この福米西小学校の新体育館の整備に当たって、昨今の激甚化する災害に対応するためには具体的にどのような機能を充実していくのか、今後の体育館であるとか公共施設の整備に生かしていけるように、今、しっかりと検討、実施設計に生かしていただきたいというふうに考えております。

例えば体育館のエアコンでありますとか、つり天井や照明、多目的トイレ、自家発電設備などは、今までの議会の中でも多くの議員が取り上げてまいりました。当然検討いただけるというふうに思いますけれども、そこに、ぜひ床材についても検討いただきたいというふうに考えております。

今回の予算説明の中では、災害時の避難拠点としての機能についての事業効果としては書かれておりません。検討されていなくはないと思いますけれども、この事業につきまして、防災担当部局としてどう関わられるのか伺います。

**○田村委員長** 永瀬防災安全監。

**○永瀬防災安全監** 防災担当部局としての本事業への関わりについてでございますが、防

災担当部局としても、公共施設を整備するに当たりましては、災害時の避難所となることも想定することが必要であると考えておりまして、本事業におきましても避難所機能の協議など、適切に関わっていきたいと考えております。

**○田村委員長** 矢田貝委員。

**○矢田貝委員** 平成28年の熊本地震での経験から、その後、文部科学省の有識者会議におきまして、避難所となる学校施設の防災機能の強化について、学校施設ごとに避難所として求めるべき役割、備えるべき機能、施設の利用計画等を明確化して整備することで、ハード面だけではなく、ソフト面と一体となった整備を行うことができるのではないかと提言が取りまとめられております。指定避難所の安全性の確保や防災機能の向上については、今回のような大規模な整備事業でなければ、なかなか取り組めることではないと考えております。また、この熊本地震だけではなく、避難所となった学校における施設面の課題等についての報告も幾つか出ておりますので、ぜひ御検討いただきたいと思っております。

また、消費者庁の調査で、体育館の床材の剥離による負傷事故が平成18年からの10年間で7件確認をされ、文科省とスポーツ庁から事故防止について通知も出されていると思っております。従来のフローリングに代わる高弾性衝撃吸収シート素材の使用について、近い地域では、鳥取市でこの2種類を詳細に比較検討して、学校体育館に高弾性衝撃吸収シート床材を使っているとも聞いておりますので、実施設計のこの今の段階でぜひとも方針を示していただければというふうに求めておきます。

次に、どらドラパーク米子陸上競技場改修事業について伺います。

そもそも、この陸上競技場の整備計画があるのか、過去の舗装改修を行った時期、規模、トラック舗装について伺います。そして、今回の改修事業の内容、トラック舗装材の改修規模、深さについて伺います。

**○田村委員長** 岡文化観光局長。

**○岡参事兼文化観光局長** 陸上競技場の整備計画と過去の改修等についてでございます。

陸上競技場につきましては、これまで整備計画ということではなくて、老朽化の度合いに応じまして必要な改修を行ってきたところでございます。このたびは陸上競技場の老朽化部分の改修と、日本陸上競技連盟の公認規則変更に合わせて改修工事のため、設計を行おうとするものでございます。

過去におきましては、平成23年度にトラックのウレタン舗装と下地のアスコン舗装材を含めた全面張り替えを行っております。

今回の改修の内容でございますけれども、主にトラック、助走路及びインフィールド舗装部分のウレタン舗装材の張り替え、日本陸連の公認規則変更に合わせてレーン幅の変更、公認規則変更に合わせて水ごうの深さの変更という3点の改修工事を行おうとするものでございます。

また、トラックの舗装材の改修規模でございますが、3層あるウレタン舗装の中間層までの張り替えを行い、その下のウレタンベース層の張り替えは行わないこととしております。その下地のアスコン舗装も、30年程度の耐久性がありますので、このたびの張り替えは行わないこととしております。

**○田村委員長** 矢田貝委員。

**○矢田貝委員** 分かりました。

では、次に、トラックの舗装材の表層部の種類について伺いたいと思います。

オリンピックや世界選手権などで多く使用されて、鳥取県立布勢総合運動公園の陸上競技場でも使用されている合成ゴムシート系の舗装材、また、耐久性に優れていると言われるウレタン系の舗装材、それから複合弾性系の舗装材と、3つに大きく分かれているそうでございますけれども、今回の東山陸上競技場の改修工事では、どの種類の舗装材を使用されるのか、工法と、その舗装材に決定した理由、その他の表層の舗装材の選択肢があるのか伺います。

**○田村委員長** 岡文化観光局長。

**○岡参事兼文化観光局長** 舗装材につきましてですが、舗装材の表層部の種類につきましては、ウレタン素材を使用しております。

工法につきましては、先ほど御説明いたしましたように、ウレタンの中間層までの張り替えを行うものでございます。

また、ほかの素材としては、合成ゴム素材が考えられますが、このたびの改修ではウレタン層の途中までの張り替えを行うということでございますので、素材自体の変更までは行わないと考えております。

また、平成23年度の全面張り替えの際に素材についても検討したわけでございますが、初期コストはウレタン素材のほうが高いものの、合成ゴムに比べて耐久性が高く、ランニングコストまで含めれば、トータルでは経費が節減できると予測されたこと、また、競技団体への聞き取りでも、合成ゴムに比べて性能面で遜色ないといった御意見があったため、ウレタン素材としているものでございます。

**○田村委員長** 矢田貝委員。

**○矢田貝委員** 分かりました。

それでは、設計期間と工事実施の実際の工事期間、また工事に伴う競技場の使用制限期間について伺います。

**○田村委員長** 岡文化観光局長。

**○岡参事兼文化観光局長** 設計と改修工事の期間等についてでございます。

現時点では、改修工事の設計期間は令和3年の6月までと想定しております。工事期間は令和3年9月から令和4年3月までと想定しております。そのうち、使用制限期間は令和3年10月から令和4年3月までになるものと考えております。

**○田村委員長** 矢田貝委員。

**○矢田貝委員** ちょっと幾つかのやり取りの中で、結局のところ、今回は表層ですので10年か15年後かに訪れる次の改修のときには、中層や下地の舗装も老朽化が考えられますので、そこで大きな対応を検討するのかなというふうに受け止めさせていただきました。2033年には鳥取国体も開催されるのではないかなというふうに思っておりますので、そのときにどのような競技があつた運動公園に誘致されるのかということも見据えて、しっかりと対応、舗装、改修をお願いしたいというふうに思います。

今回の、どの表層材を使用するかということについては分かりましたけれども、世界のシェアであるとか体、足への負担、また転倒時のけがのリスク、それから競技用スパイクを履かないで競技場を利用する児童生徒、また高齢者の方々、それからパラアスリートの方々、そういった方々にとっても体に優しい、多くの方々の利用者の声を聞きながら、そ

ういった改修をお願いをしておきたいと思います。また、一般質問では中田議員がおっしゃっていましたが、地域の皆さんに運動公園としても愛される競技場となるような整備を求めています。

次に、東山陸上競技場が第2種公認を申請し、継続をされた場合、それなりの大会も開催をできるということになりますけれども、想定をされている大会規模と、今後の補助競技場の確保についてお考えを伺います。

**○田村委員長** 岡文化観光局長。

**○岡参事兼文化観光局長** 整備された後の陸上競技場で行われる大会規模と、補助競技場についてということでございます。

どらドラパーク米子陸上競技場は、第2種の公認競技場でございます。想定されます競技会の種別としては、日本陸連の加盟団体等が主催する大会、日本陸連が承認し主催する大会などがございまして、具体的には中国地区の大会、県大会、県西部地区大会などが考えられるものでございます。

また、現在の補助競技場につきましては、県と協力して整備することを検討しております。新体育館の敷地とすることを検討しております。新体育館整備後の補助競技場は、市民球場横の、現在スポーツ広場となっている部分を使うことを想定しております。

**○田村委員長** 矢田貝委員。

**○矢田貝委員** はい、分かりました。

中国大会となりますと、安定した電気設備でありますとか補助競技場の整備、またパラスポーツにも対応できるような招集場所、それからトイレの整備、スタンドの在り方、ハートフル駐車スペース等の確保も検討が必要だと考えております。

今御答弁でありましたけれども、新体育館の整備の後にサブの競技場が整備されるということになりますと、そこがサブ競技場として使えない期間が起こると、第2種の陸上競技場としての競技も狭まってくるのが心配されると思っています。県としましても、県と協力している新体育館の整備の中で、後で補助競技場が整備されるのではなくて、先に整備をされ、また移動の安全の確保を保っていただけてからがいいかなというふうに考えるところでございます。

次に、今回の改修については、競技団体やアスリート、パラアスリートの意見が聞かれたのかお伺いします。

**○田村委員長** 岡文化観光局長。

**○岡参事兼文化観光局長** 競技団体等への聞き取りということでございます。

個々のアスリートには聞き取りを行っておりませんが、鳥取県陸上競技協会、米子市陸上協会の御意見を伺いながら改修内容について検討してきたところでございます。陸上競技場に限らず、今後も施設の整備等に当たりましては、関係団体とよく意見交換をした上で整備内容等について検討していきたいと考えております。

**○田村委員長** 矢田貝委員。

**○矢田貝委員** 今後も、今以上に多くの利用者の方々、関係団体の方との意見を交わしながら、東山の運動公園全体の推進を進めていただきたいというふうに思います。

以上で私の質問を終わります。

**○田村委員長** 次に、政英会、岡田委員。

〔岡田委員質問席へ〕

**○岡田委員** 会派政英会の岡田啓介でございます。総括質問のほうを行ってまいりたいと思います。

議案第34号、令和3年度米子市一般会計予算について質問をしてまいります。

先ほど奥岩委員のほうからも質問がありましたので、少しはしよる部分があると思えますけれども、これ予算編成の基本的な考え方についてということで先ほど御答弁もありましたし、令和3年度予算の概要ということで、基本的な考え方、市長のほうがお示しになっておられますけれども、これ当然、各部長、それから各課長、この市長の大方針の下に予算を考えられて、予算案として上程をされたというふうに思っております。ですので、この考え方が、これから質問させていただく各事業にきちっと反映をされているのかどうかということについて質問を行ってまいりたいと思います。

ただ、先ほどの予算編成の中で税収減ということがありましたけれども、特に固定資産税の減少がかなり大きいというふうに、これ出しておられますけれども、その理由については伺っておきたいと思えます。

**○田村委員長** 下関総務部次長。

**○下関総務部次長兼財政課長** 固定資産税の減収についてでございますけれども、固定資産税につきましても、国の施策によりまして新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少しております中小企業者、小規模事業者に対しまして、令和3年度に限り事業用家屋及び設備等の償却資産に対する固定資産税を減免することとなっております。このため、通常であれば事業用家屋は約16億8,000万円、償却資産は約13億7,000万円の税収が見込まれるところでございましたけれども、このたびの減免措置によりまして事業用家屋が約8億4,000万円、償却資産が約2億7,000万円の税収にとどまることから、この減免による影響額はマイナス約19億3,000万円に上りまして、新型コロナウイルス感染症が地域経済に大きな影響を及ぼしているものと考えております。

なお、この減収分は国からの特別交付金により全額補填されることとなっておりますほか、臨時財政対策債などの増額も見込まれておりますことから、税収減への対応につきましては、国において一定程度の財源保障がなされるものとなっております。

**○田村委員長** 岡田委員。

**○岡田委員** 先ほど御説明をいただきましたように、事業用家屋が16億8,000万の予定が8億4,000万、まあ半分ですね。それから償却資産、13億7,000万の税収が見込まれるところが現実には2億7,000万ということになっております。こちらに至ってはもう8割減ということで、言われたとおり、かなりというか、相当やはりコロナの影響が大きかったんだなということを改めて、この収入見込みで感じた次第ではあるんですけれども、それで、事業のほうで質問させていただきましても、この地域産品PR事業について、それからがいなよなご応援基金積立金について、これはふるさと納税ということで質問をさせていただきますけれども、令和3年度、この目標となる寄附金額の設定額は幾らなのかをお伺いたします。

**○田村委員長** 杉村経済部長。

**○杉村経済部長** 令和3年度のふるさと納税寄附金額の額についてでございます。

午前中の岡村委員さんの御質問にもお答えいたしました、今年度の令和2年度の寄附

金額が令和元年度の約4割減の9億円となる見通しでございます、これに基づきまして令和3年度の寄附金額を10億円として予算計上しているところでございます。

○**田村委員長** 岡田委員。

○**岡田委員** これ、令和元年度15億だったものが令和2年度には、コロナの影響もあって大方9億、4割の減ということなんですけれども、これ日本全体のふるさと納税の総額も大体4割ぐらい減少してるもんなんじゃないかな、いかがでしょうか。

○**田村委員長** 杉村経済部長。

○**杉村経済部長** 現時点で本年度の最終的な、全国的なふるさと納税の実績という数字は明らかとなっておりますが、実際には全国の自治体の中で、前年度からかなり上回るふるさと納税の実績を出している自治体もございます。したがって、今の分析としては、全国一律のそういった減少傾向ということにははっきりとしてないということだろうと思っております。

○**田村委員長** 岡田委員。

○**岡田委員** そうしますと、先ほど予算編成の考え方で、地域経済を活力あるものにしたということの意趣も込めてこのたびの予算編成をされたということなんですけれども、先ほどおっしゃったように、全国的には4割も減少してないところがある、もっと言うと、前年度よりも多くなってるところがある。それでもなおかつ令和3年度に関しての目標をあえて言えば10億にとどめたその理由はどこにあるのでしょうか。

○**田村委員長** 杉村経済部長。

○**杉村経済部長** これまでも、ふるさと納税の予算額につきましては、やはり直近の年度の決算額、これに基づいてこれまでも予算編成をまいっております、これまでの予算編成の考え方として、今年度の実績見込みを来年度の予算の額として設定したということでございます。

気持ちとしては、4割減になる見込みでございますが、何とかこれを下げ止まりをして、少しでも今年度を上回るような来年度の実績になるように努めていきたいというふうに考えております。

○**田村委員長** 岡田委員。

○**岡田委員** 今、部長は、これまで対前年度比の目標というか、実績に基づいて次年度の目標を設定してきた、だから令和3年度もそういうふうな予算編成をしましたと。ですけれども、今回の予算編成の基本的な考え方というのは、この令和2年度のコロナ、この状況を踏まえて、年間を通して令和3年度の予算が地域経済と市民の暮らしをしっかりと支える予算編成の内容としたところであるというふうに書いておられます。それで、これまでが前年度の実績に応じて次年度の目標設定してきた、令和2年度は大変な、これは世界中が大変だったコロナ禍、これを踏まえて令和3年度の予算編成をするのに、これまでやってきた予算編成の考え方で令和3年度もやられたということによろしいんですね。

○**田村委員長** 杉村経済部長。

○**杉村経済部長** 今年度、こういった形でかなりふるさと納税の実績が落ち込んでいるという状況を踏まえまして、来年度はその寄附金額を回復するような様々な対策を打っていききたいというふうに思っております。

確かに予算編成の考え方としては従来の実績に基づいた予算額としておりますが、これ

を大きく上回るように最善を尽くしていきたいというふうに考えております。

**○田村委員長** 岡田委員。

**○岡田委員** 予算編成としては前年の考え方を踏襲したんだけど、今言われたのは、最善の策を尽くして令和3年度はこの10億を大きく上回るようにしたいというふうにおっしゃいましたですね。ならば、それを予算案として上程されるのが当然だと思うんですけども、いかがですか。

**○田村委員長** 杉村経済部長。

**○杉村経済部長** やはり令和元年度の実績15億円という、これ一番米子市でのふるさと納税の最高の寄附額だったわけですが、やはり予算編成に当たりましては、それに対する経費というものも出ておまして、これは国のほうの指導によりまして、経費というのは50%以下に抑えないと、米子市はこのふるさと納税の制度が適用されないということになってまいります。そういった経費部分もある程度、歳出の部分も考慮する必要があるということで、そういった地域製品のPR事業、こういった歳出面も含めて、総合的に寄附額を10億円というふうに考えたところでございます。

**○田村委員長** 岡田委員。

**○岡田委員** 今の、答えになってないと思うんですけど、何で10億にされたんですかと。前年度の考え方に応じて10億にされたっておっしゃったんだけど、令和2年度がコロナということで大変だったわけですから、この令和3年度、企業の皆さんも、これ何としても頑張りたいと思っとられるわけですよ。コロナの状況にはよりますけれども、この令和2年度が大変だった企業さん、それから家庭、いっぱいありますよ。なので何とか令和3年度、よくしたいというふうに思っておられます、企業さんもね。ですから、令和2年度だけじゃなくて、令和元年度ぐらいにまで売上げを戻したいと思っている企業さん、たくさんおられると思うんですね。そこで、何でふるさと納税の目標金額が10億なのかっていうのを聞いているんですよ。もっと言えば、令和元年度の15億だっていうふうに出したらよかったじゃないですか。そんなことはないんですか。いかがですか。

**○田村委員長** 杉村経済部長。

**○杉村経済部長** お答えしましたとおり、やはり実績に基づいた金額として予算を組んだところでございます。

**○田村委員長** 岡田委員。

**○岡田委員** そうしますと市長にお聞きしますけれども、予算編成の中で、令和2年度、コロナという大変なことがありました。この令和3年度はもうまさに市民も企業も負けるもんかという気持ちで取り組んでいこうと思っておられるんですね。その中で、これまで例年どおりこういう形で予算編成をしたから、令和3年度もそれでいいんだっていう、その考え方でよろしいんでしょうか、市長。いかがですか。

**○田村委員長** 伊木市長。

**○伊木市長** これ、ふるさと納税自体は収入予算になります。支出予算ではありません。ですので、収入予算ということで、相手方のある話になります。そうしますと、非常に不確実性の高い予算項目になりますので、昨年の実績をベースにするという考え方はそこから来ているという理解をしていただきたいと思います。

ただ、もちろん、先ほど部長も言いましたけれども、実績に基づいて計上はするものの、

やはりなぜ落ち込んだのか、その辺りの中身をよく分析をして、令和3年度は反省も踏まえて、改めてこのふるさと納税の獲得には取り組みたいというふうに考えております。ですので、できれば、10億という設定をしますけれども、それを上回る予算を獲得できればなというところではあるんですけども、これ何度も言いますけれども、相手方のある話ですので、これ支出予算だったら我々の意思で幾らにするというのができますが、収入予算ですから、ふるさと納税をしてくださる方々がどういう動向で、そして全国各地の市町村がこれ、いろんな意味で競争が始まっておりますので、必ずしも予算としてお約束した数字が達成できるかと言われると、やはり心もとない部分もあるということで、ある程度堅めに見積りながら、これは編成していったというのが実情でございます。

**○田村委員長** 岡田委員。

**○岡田委員** 言われることはよく分かります。収入ですから、相手があることではあります。ただ、これ企業に例えれば、例えば令和2年度が厳しかった企業が、令和3年度、売上げの目標を立てます。これ売上げも当然相手があつての目標を立てるわけですね。そこには相手の意思があるんですけども、いかに相手の心を動かすかということがどこまでできるかということだと思えます。これ企業の売上げが出るということは、相手が要はサービスなり商品を買っていただくということなんですけども、相手がそういう行動に踏み切ってくれるかどうかということなんです。

そこで、これ寄附だからなかなかそういうのが難しいということはあるかもしれませんが、僕はやっぱりその厳しい、さっき言った固定資産税の収入だって下がっていくんです。で、ふるさと納税は努力一つで僕、やっぱりやれると思えますね。これ例えば返礼品のよしあしによってかなり違うというようなことも言われますけれども、ならその返礼品の魅力がアップするように、地元の企業さんたちでどういう取組をしておられますか。

**○田村委員長** 杉村経済部長。

**○杉村経済部長** おっしゃいますとおり、返礼品の中身が大きくふるさと納税の寄附額に関わっていることは事実でございます。そのために、今年の1月に、返礼品を出していただいております事業者の方と事業説明会、今年度の実績見込みのことも申し上げましたし、事業者の方から寄附額を上げるためにということで御意見も頂戴するなり、市の案もお示しをして、意見交換的な説明会をさせていただいたところでございます。

その中で、事業者も一緒になって魅力ある返礼品となるように今検討を進めておりますし、例えば今、ふるさと納税というのはポータルサイトを通じて寄附をされる方が、本市の場合は9割以上ということもございます。現在は4社のポータルサイトを使っておりますけども、来年度はこれを7社まで増やしたいというふうにも考えておりますし、そのポータルサイトの中でも、PRの仕方というものをしっかりやっていきたいというふうに思っております。

それから、もう一つ言いますと、今考えておりますのが、米子市の場合は非常に1万円とか2万円という寄附単価が低い寄附金が、件数が多く出ていると。これどうしても経費率が高くなってしまふという性格がございます。したがって、そういった寄附の単価を上げるような高額の返礼品も今考えているというところでございまして、来年度はそういった取組をしながら、少しでも令和元年度の実績に近づくような最善の努力を続けてまいりたいというふうに考えております。

○田村委員長 岡田委員。

○岡田委員 ぜひと、収入の中にはいかんともし難い、例えば前年度の収入に対して住民税も決まるわけですから、ここを新たに増やすということもできませんですし、そうしますと、努力によって増やせる収入というのはある程度限られてくるんだろうと思うんですね。

このふるさと納税に関して言えば、これ扱い額を大きくするという事は、返礼品として地元の企業さんが売上げにもなる、PRにもなる、もっと言えば商品開発をされる企業さんに対して、もっと例えば補助金をつけられるとか、どこかの企業をマッチングされるとか、そういった努力ももっともっとする必要がありますし、もっと言えば、市長がもっとアピールをされて、要は市長の心意気に対してふるさと納税したいんだと、これ思ってもらえる方、結構おられると思うんですよ。現実はそのような話も聞きますし、やっぱり県外の方でね、伊木さんという若い市長さん、よう頑張っておられるなあと、だけんふるさと納税で貢献しといたけんとか、そういうのもあるんですね。やっぱり全体として、とにかくこれ努力によって増やすことのできる収入ですから、さっき言ったみたいに、固定資産税なんかはもうこれ増やしようはないじゃないですか。そうすると、できるところはやっぱり頑張っていかないと、これ令和3年度、大変だろうと思うんですね。

テレビなんか見ていると、尾身会長あたりは、ワクチンがある程度接種ができたにしても、この新型コロナがある程度鎮圧するのに2年かかるとか3年かかるといような考え方もあるというようにことを言ってもらえますので、そうしますと、本当に何とか収入の確保ということをやったりやっていかないと、そこは本当にね、決して努力をしてないということを使うつもりは全くないですけども、ただ、民間の方は本当に必死ですよ。ですので、やっぱりその民間の方の努力というか頑張りというか踏ん張り、それに呼応できるようなふるさと納税制度の運用というのをぜひやっていただくように要望しておきたいと思います。

前も私、これ議場で言わせてもらったのかもしれませんが、御存じの方もおられるかもしれませんが、本田自動車さんが東京の駅やなんか看板を出しておられるんですね。これ以前も言ったかもしれませんが、看板があるんですよ。そこの文章の中に、これ「負けるもんか。」って書いてあるんですけど、「がんばっていれば、いつか報われる。持ち続けければ、夢はかなう。そんなのは幻想だ。たいてい、努力は報われない。たいてい、正義は勝てやしない。たいてい、夢はかなわない。そんなこと、現実の世の中ではよくあることだ。けれど、それがどうした？スタートはそこからだ。技術開発は失敗が99%。新しいことをやれば、必ずしくじる。腹が立つ。だから、寝る時間、食う時間を惜しんで、何度でもやる。さあ、きのうまでの自分を超えろ。きのうまでのHondaを超えろ。負けるもんか。」というふうに、これあるんですけど、いや本当に、今の企業さんでもそうですし、家庭のお父さん、お母さんでもおじいさん、おばあさんでもそうですけども、負けるもんかと思ってやったりおられる方、いっぱいおられますよね。このコロナでも、影響を受けていない方もおられますけど、多くの方はやっぱり影響を受けていますよ。日々の生活で負けるもんかと思って、やっぱり頑張っておられるんでね。我々のこの米子市の予算も、その市民の負けるもんかという、その気持ちに呼応した予算編成でないと、やっぱり僕は駄目だと思ってるんですね。

ふるさと納税の先ほど言ったこと、決しておざなりにしてるっちゃうことは私は言うつもりないですけども、やっぱり本当にね、市民の負けるもんかっていう、その気持ちにぜひとも応える制度にしてほしい、そういう思いで質問をさせていただきました。

続きまして、次は、民間人材を活用した観光戦略推進事業について伺いをしたいと思います。

これの、まず事業内容について伺いたいと思います。

**○田村委員長** 岡文化観光局長。

**○岡参事兼文化観光局長** 民間人材を活用した観光戦略推進事業の事業内容についてでございます。

本事業は、総務省の地域おこし企業人交流プログラムを活用し、都市部の民間企業の社員を本市で一定期間受け入れ、観光振興に資する業務に従事いただくものでございます。民間企業との委託契約を行うものでございますが、派遣される人材につきましては、本市にほぼ常駐していただくような形を想定しております。民間企業で培われた専門知識や業務経験、ノウハウなどが最大限に生かされるものと考えております。

なお、総務省の地域おこし企業人プログラムを活用することによりまして、派遣にかかります費用の半分程度が特別交付税として措置されるものでございます。

**○田村委員長** 岡田委員。

**○岡田委員** そうしますと、本事業において派遣をされる民間人材に依頼することを、具体的にどのようなことを考えておられるのか、伺いたいと思います。

**○田村委員長** 岡文化観光局長。

**○岡参事兼文化観光局長** 民間人材に取り組んでいただきます具体的な内容についてでございます。

例えばアフターコロナも視野に入れた観光戦略といたしまして、地域の観光資源の掘り起こしや磨き上げなどを想定しております。また、今後、本市で取り組んでいく課題、例えば中海や城下町観光の充実、広域観光の強化などに関わっていただくことも考えておりますが、具体的な進め方につきましては、今後、派遣元と調整していくこととしております。

**○田村委員長** 岡田委員。

**○岡田委員** ぜひとも、観光戦略推進事業ということで、先ほど言いました、令和2年度に大変被害を被ったというか、大変ダメージを受けた産業の大きなものの一つだと思うんですけども、それゆえに、逆に言うと、この令和3年度に何とかしたいというふうな思いを持つとられる事業者の方も当然たくさんおられます。これ、よくこういったタイプの事業があったときに、優秀な方は来ていただけるんですけど、具体的に米子市のほうというか、市のほうがどういうことを求めているのかということによっては、うまくマッチングができなくて、せっかく優秀な人が来たのにうまく成果が出ないというようなことも聞いたりすることがあるわけですよ。それで、先ほどの述べられましたけれども、これどういったタイプの方を本当に想定しておられて、例えば観光協会だとか皆生の温泉組合さんだとか、そういうところからどういう人を来てほしいとか、どういう活動をしてほしいとか、そういうふうな要望というのは、これあるんですかね。要は半分国が出すからいいという問題じゃないと思いますんで、その辺りの、もう少し具体的な詰めというのがある

のかどうか伺いたいと思います。

○**田村委員長** 岡文化観光局長。

○**岡参事兼文化観光局長** こちらに来ていただく人材についてでございますけども、都会の企業におられる方ですので、その業務経験が豊富であって、また人脈ですとか、あるいは企業同士の調整、そういったものに非常にたけた方というのを今想定しております。外から来られた方の目を見ていただいて、地域の観光資源の、それこそ我々が気がつかないものの掘り起こしですとか、今あるものを、我々とはまた違う、目線を変えた形での磨き上げ、そういったものに御意見をいただいたり、実際現場のほうで調整いただいたりといったようなことを想定しているものでございます。

○**田村委員長** 岡田委員。

○**岡田委員** 今の説明だとよく分からないんですけども、例えば全体的な総合戦略、例えば観光に関する総合戦略を立案するための方なのか、先ほどおっしゃった都会の働いてる経験があるからってということだったんですけど、そういう方はごまんとおられるわけで、その中でどういう特性を持った人に来ていただきたいと思っているのか、実際の観光産業の現場で働いた人なのか、シンクタンクなんかできちっとした事業戦略を立てたような方が来ていただきたいのか、その辺りのところをもう少しこれ詰めないで、考え方とかやりたいことは確かに分かるのは分かるんですよ。ただ、現実にもう少し詰めておかないと、これ来てもらったときに、例えば企業に依頼するっておっしゃいましたけど、その企業で、例えば米子市に来ていただけそうな方ってというのはどういう方なんですか。全く、例えば白紙の状態なのか、その中でも、こういう人が例えば来てくれそうだと、現実にこっちに常駐していただくということになりそうだとということなんで、どこの会社に私、依頼されるか分かりませんが、その依頼先の会社にその該当者が物すごくたくさんいるんですかね。それともある程度限られた人の中から来ていただくという作業をするんですかね。これどうなんですか。

○**田村委員長** 岡文化観光局長。

○**岡参事兼文化観光局長** やはりこちらに来ていただいて、現場の第一線に出ていただいて、様々な調整なども必要な場面が出てくることが想定されますので、そういった調整力にたけた方、それから観光、あるいは観光に関する様々な業界に精通した方、そういった方を想定しておりますし、そういうお話をさせていただいております。

○**田村委員長** 岡田委員。

○**岡田委員** 調整力にたけた方って、何の調整を期待しているんですか。

○**田村委員長** 岡文化観光局長。

○**岡参事兼文化観光局長** やはり観光資源を掘り起こして磨き上げていくということになりますと、地域のいろいろな事業者の方との調整だったりとか、関係機関等との調整もでございますので、やはり調整力、それからその商品化していったときのプロモーションしていく中でも、やはり企業間の調整だとか、そういったものは必要だと考えております。

○**田村委員長** 岡田委員。

○**岡田委員** そこまでの調整をとというのは、相当の権限を与えるということになると思いますが、どういうポジションなんですか。

○**田村委員長** 岡文化観光局長。

**○岡参事兼文化観光局長** ポジションというのは、市の職員ということではなくて、この名称が適切かどうか分からないんですけども、例えばアドバイザー的な位置づけにしておいて、ある程度自由に動いていただけるような余地を残しながら、しっかり関わっていただくといったようなことをイメージしております。

**○田村委員長** 岡田委員。

**○岡田委員** アドバイザー的になって、今、予算として上程しておられると思うんですけど、アドバイザー的なぐらいの感覚のもので、この予算を上程されたんですか。それとももう少し詰めているんですか。これアドバイザー的になっておっしゃいましたけど、求めるものが、現場に出ていっていろいろ駆けずり回ってほしいという話なのか、先ほど言われたように何か調整してほしいとか、いろんなことをおっしゃっていましたが、何かポジションとすると相当高い、何か大きな、部長とか副市長みたいな形でやっていただくのか、どうなんですか、これ、副市長、いかがですか。

**○田村委員長** 伊澤副市長。

**○伊澤副市長** 観光の関係の民間企業の人材派遣の話ですけど、これ具体的に企業さんと今調整をしているところであります。先ほど局長のほうからもお答えいただきましたが、アフターコロナも視野に入れながら、まだ十分とは言えない観光資源の磨き上げとか商品化ということをやっていく必要があるだろうと。これは当然、米子市の中だけということではなくて、少し広域的な視点も含めて。

現在調整を進めておりますのは、ANAさんですね、全日空さんと調整を進めております。ここで国内旅行の商品造成、あるいは誘客、この第一線で活躍したような方をぜひお願いしたいということのお話をさせていただいております、ANAさんのほうからも、ぜひ協力したいということでお話はしておりますが、まだ具体的に人材は確定しておりません。どういう方に来ていただけるか、いい方にぜひ来ていただきたいというふうに考えておりますけども、先ほど局長のほうから言いましたけども、そういった民間企業等で商品造成にしっかり関わってこられた方でありますので、そういったパイプといましょるか、そういったものもフルに活用していただいて活躍していただければと思っております。したがって、今、そういった段階で調整しているということを申し上げます。以上です。

**○田村委員長** 岡田委員。

**○岡田委員** 何度も申し上げますけども、観光業というのは大変厳しい状況にありますので、こういった事業に対しても大きく期待をされる場所があるんだろうと思います。

先ほども申し上げましたように、こういう制度というのは、民間の優秀な人材を活用していこうという制度、これ観光だけじゃなくていろんな分野であるんだろうと思うんですけど、これ、えてして起こりがちなのは、受け入れるほうが結局、どういう権限を与えることができ、どういうことをしてもらったらいのかということがうまく詰め切れてなくて、せっかく能力のある方が来てもらったのに能力が発揮できずに終わるという例が結構あるんですね。ですので、ぜひこういう事業であれば、優秀な方に来ていただけるんだったら、本当にその方に権限をお渡しするということも話をきちっと詰められて、要はその能力のある経験のある方だから、とにかく来て、少し話をしてくださいよみたいな話じゃなくて、やっぱり受け入れる側の米子市が何をしてほしいのかということ、これ地元

の観光産業の皆さんからもきっちり意見を聞かれて、ぜひやっていただくように要望をしておきたいと思います。

続きまして、立地適正化計画策定事業についてお伺いをしたいと思います。

まず、策定に当たっての今後の見込み、予定についてお伺いをしたいと思います。

**○田村委員長** 八幡総合政策部長。

**○八幡総合政策部長** 立地適正化計画についての策定の見込み、予定についてでございますが、まず、この計画の策定、これ委託業務にする予定にしておりますが、この委託業務の期間につきましては、令和3年度、令和4年度の2か年を予定しているところでございます。

そして、来年度につきましては、具体的に申し上げますと、将来人口分布ですとか都市機能の立地の状況の把握、あと市民の皆さんへのアンケートなどを行い、基本的にはデータ収集をまずさせていただきます。そして、区域設定の方向性とか将来都市構造の検討を行う。そして最終的には委員会等の内部会議を重ね、取りあえず計画素案のもとになるものまでを来年度いっぱいにはできたらなというふうに考えております。

**○田村委員長** 岡田委員。

**○岡田委員** ぜひとも、重要な計画だというふうに思っておりますし、市街化区域に対する、国からもコンパクト化を進めろという、その考え方に沿って、この立地適正化計画というのを策定していくわけですけれども、これ、計画の内容の実現に向けては、庁内における共通認識が、当然ですけども、必要だというふうに考えておりますけれども、どのような調整を図っていくのかを伺いたしたいと思います。

**○田村委員長** 八幡総合政策部長。

**○八幡総合政策部長** 調整についてのお尋ねでございますが、委員おっしゃいましたように、この立地適正化計画につきましては、医療ですとか福祉、商業、防災、非常に検討事項が多いため、まず庁内で関係部課長によるプロジェクト会議、これを設置して全庁的な対応を図っていく必要があるというふうに考えております。

**○田村委員長** 岡田委員。

**○岡田委員** そうしますと、業務委託の発注について、どのような事業者への発注になるのか、見込みを伺いたしたいと思います。

**○田村委員長** 八幡総合政策部長。

**○八幡総合政策部長** 業務委託でございますが、これは非常に検討内容が専門的であるために、都市計画マスタープランの作成など、都市計画分野の業務実績というのを求めています。そして、人口密度動態や防災に関するシミュレーション分析などができる、そういう事業所さんに発注をお願いしたいというふうに考えております。

**○田村委員長** 岡田委員。

**○岡田委員** 現在の事業者さんになるんだろうということなんですけれども、ぜひ地元の考えなり意見というものを十分聞いていただいて、地元にもコンサルタント事業をしておられる方なんかもおられますので、地元のそういう事業者さんとうまくコラボレーションが取れて、都会の事業者さんに出して終わりということにならないように、ぜひとも予算を執行する上ではその配慮をしていただくように要望をいたしまして、私の質問を終わりたいと思います。

○**田村委員長** 次に、一院クラブ、遠藤委員。

〔遠藤委員質問席へ〕

○**遠藤委員** 一院クラブの遠藤通です。予算決算委員会のクローザーを務めてまいります。

議案の令和3年度の一般会計予算について、総務費の一般管理費、8,907万6,000円の鳥取県西部総合事務所新棟・米子市役所糶町庁舎整備等事業について、まずお尋ねをいたします。

8,907万6,000円のイニシャルコストとランニングコストの額の内訳について御説明を求めます。

○**田村委員長** 辻総務部長。

○**辻総務部長** イニシャルコストとランニングコストの内訳についてということですが、予算額8,907万6,000円のうち、イニシャルコストは施設整備費8,752万4,000円、ランニングコストがその他経費155万2,000円でございます。

○**田村委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 次に、議案23号に書かれております6億4,442万4,355円のイニシャルコストとランニングコストの額の内訳をお願いします。

それと、令和14年度までの年間の支払いの内訳について説明を求めます。

○**田村委員長** 辻総務部長。

○**辻総務部長** 市の契約額の内訳についてでございますが、契約総額約6億4,000万円のうち、イニシャルコストは施設整備費約5億1,000万円、ランニングコストは維持管理費及びその他経費として約1億3,000万円でございます。

また、その6億4,000万円に係ります令和14年度までの支払いの内訳についてでございますが、令和3年度から令和5年度までの間は、施設整備の対価としての75%を3年に分けて前払いすることとし、残りの25%は維持管理の対価と合わせて、完成後の令和5年10月から令和14年度にかけて割賦で支払うこととしております。また、事業者のSPC設立運営経費等、その他の経費を令和3年度から令和14年度にかけて割賦で支払うこととしております。

その結果、年度ごとの支払い額でございますが、令和3年度は約8,900万円、令和4年度約8,700万円、令和5年度約1億8,500万円、令和6年度から14年度までは毎年約3,100万円となる予定でございます。

○**田村委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 次に伺いますけれども、14年度までの支払いの中身は聞きましたけれども、所有権が市に移転されるというのは、いつ頃になるんですか。

○**田村委員長** 辻総務部長。

○**辻総務部長** 所有権の移転の時期についてでございますが、本事業は、民間事業者による建設工事完了時に市が所有権移転を受け、同事業者に維持管理を委託するBTO方式で実施することとしておりまして、所有権移転の時期は、庁舎が完成直後、すなわち令和5年10月頃となる予定でございます。

○**田村委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 次に伺いますけれども、この事業の施設設置主体者と運営管理主体者はどのようなになるのか、御説明を求めます。

○田村委員長 辻総務部長。

○辻総務部長 設置主体、運営主体についてのお尋ねでございます。

施設管理者を鳥取県知事と米子市長としておりまして、御質問の設置主体と運営管理主体のいずれも鳥取県知事と米子市長でございます。

○田村委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 一般的にあれですか、事業者ということになると県知事なり市長というのは分かりますけども、設置主体者って、一つの箱物を総合的に管理するという立場の人のことを指すんじゃないかと思うんですけども、そういう意味で設置主体者ということ聞いたんですが、両方とも設置主体者になれるんですか。

○田村委員長 辻総務部長。

○辻総務部長 設置主体者は両方でございます。鳥取県知事と米子市長の両方で施設全体の対等な管理者という位置づけでございます。

○田村委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 時間がありませんからあまり食い込むわけにはいきませんが、私は、施設設置主体者と運営管理主体者は違うんじゃないかなという感じを受ける。運営管理主体者というのは、いわゆる今の事業を委託する方、これがその範囲に入る人じゃないのかなと。そこに出す、事業をする、知事と市長というのはお金を出して一つのものをつくる事業主体者でありますけども、設置主体者は、それを受けて管理する、これを設置主体者と言うんじゃないかと思うんですね。

なぜこんな、あえてこだわるかというのと、この問題が起きたときに、兵庫県の長田区の問題をよく例に出されましたよね。長田区の県と市が合同庁舎を造って、そして同じように財産分与もして運営している中身を見ますと、あそこは公社が設置主体者になっているんですよ。そこに兵庫県と神戸市が財政を出してフロアを分割して所有するようになっているんですね。その例を見ると、設置主体者というのは、そういう大きな器の部分を総合的に管理する、それが設置主体者になって、そして運営会社というのは、さらにそれを受ける人が運営会社になるという形に私は思うんですけどね。大体知事と市長は、設置主体者にはならんんじゃないか、事業主体者ではあっても設置主体者にはならんんじゃないかと思うんですが、その見解は間違っていますか、どうでしょうか。

○田村委員長 辻総務部長。

○辻総務部長 委員御指摘の神戸市の例は、確かに公社が土地、建物を管理して、兵庫県と神戸市が入居するというような、そういった形態のようでございます。

本市におきましては、先ほどと同じ答弁になってしまいますけれど、施設管理者を鳥取県知事と米子市長、御質問の設置主体、運営管理主体、いずれも鳥取県知事と米子市長というお答えになるかと存じます。

○田村委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 もう一度伺いますが、例えばあそこの土地は県の土地ですよ。建物全体的には県が所有するものが大部分ですよ。そういうことを考えると、今、新しい新体育館の問題は、事業が始まっていこうとしていますけども、あれの流れを見てると、同じように両方とも知事と市長が事業者になってくる。けども、実際的に主体は米子市に委任をするという、こういうスタイルになっているんじゃないでしょうか。そうすると、今回

の場合も、県知事にあの庁舎は委任をして管理をしてもらうと、こういうスタイルのようになることにはならないですか。

○田村委員長 辻総務部長。

○辻総務部長 鳥取県知事と米子市長の、その両者が施設全体の対等な管理者でございますが、西部総合事務所という県有施設の一部でもございますことから、施設管理の実務上は県と市の間で協定などを締結し、県を窓口とした事業者とのやり取りなどを想定して、今後、協議を進めていこうというふうに考えております。

○田村委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 見解の相違ですから、これ以上無理だと思えますね。

次に、今まで糞町分庁舎という形で、この市役所の糞町庁舎の問題、今日の議案にはそうなっていますけれども、今まではこれを糞町分庁舎という形でずっと委員会の中で資料として提出されてきておったと思うんですよ。この糞町分庁舎から市役所の糞町庁舎に変わったという、この流れというのはどういう関係でしょうか。

○田村委員長 辻総務部長。

○辻総務部長 庁舎の名称ということについてであると思えますけれども、この糞町庁舎は、本庁舎の事務部局を別の建物に配置した分庁舎というふうに位置づけております。名称につきましては、米子市役所糞町庁舎とする予定でございます。

○田村委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 ちょっと先の質問になっちゃいましたけど、この分庁舎の位置づけを実は聞こうと思っているんですけども、法令の縛りがかかっていることはよく御存じだろうと思えますけれども、施設の名称ですね、いわゆる糞町事務所の庁舎の名称、これはどういうふうな形で位置づけられるんですか。

○田村委員長 辻総務部長。

○辻総務部長 糞町庁舎でございますが、本庁舎の分庁舎ということで考えておりまして、これは支所や出張所には当たりませんことから、位置、名称、所管区域を条例で定める等のことは考えていないところでございます。

○田村委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 糞町庁舎は、支所または出張所には該当しないと、あくまでも本庁舎の分庁舎だと、こういう説明されてますけど、これは何か法的な根拠があるんですか。分庁舎というものの法的根拠は。

○田村委員長 辻総務部長。

○辻総務部長 糞町庁舎でございます。分庁舎というものの法的な根拠といいますよりは、支所または出張所というものが自治法の中で定められております。支所といいますのは、市長の権限に属する事務の全般を地域的に分掌する総合出先機関でありまして、福祉、保健、土木、産業その他の事務のみを分掌するものは含まない。また、出張所でございますが、これは住民の便宜のために市役所まで出向かなくても済む程度の簡単な事務を処理するために設置する、いわゆる市役所の窓口の延長というような取扱いのものでございます。

分庁舎といいますのは、今までの第2庁舎におきましても同じ扱いでございますが、これにつきましては、この支所や出張所には当たらず、そのような条例で定めるということではなく利用が可能な分庁舎というふうに理解しております。

○**田村委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 第2庁舎は、これ条例で定めてありますよね。もちろんこの本庁舎も条例で定めてあります。じゃあ、その分庁舎というふうに解していかれる部分は、これ条例で定められますか。どういうお考えですか。

○**田村委員長** 辻総務部長。

○**辻総務部長** 繰り返しの御答弁になりますけれども、糺町庁舎は、あくまでもこれは本庁舎の分庁舎でございます。支所または出張所には当たりませんことから、その位置や名称、所管区域を条例で定めるということは考えていないところでございます。

○**田村委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 僕は、それはいかなものかと思えますね。6億5,000万からの税金を使った建物が、条例で定めることがないと。管理規定もつくと、そういうことではないのでしょうか。これは法的根拠があるんですか、そういうことをやってもいいという。恣意的にそういう行政運営は、絶対にこれは許されないと考えているんですけども、法的根拠があるのでしょうか。

逆に言うと、分庁舎だというような形のものを本庁舎の近くにつくること自身がおかしな話になってくる話じゃないかと私は推測するんですよ。本来なら、支所であれば、出張所であれば、きちんと区域も含めて条例で定めていくという法律上の根拠があるわけですよ。それからもちろん本庁舎にしても第2庁舎にしても、これは法律上の根拠があるわけですよ。だけど分庁舎という言葉は法律上どこにも見えてこない。逆に言うと、あちこちにそういうふうな勝手気ままな庁舎というものをつくってはならないというのが僕は法の定めじゃないかと思っているんです。という見方もできるんですよ。だけど、6億5,000万円近いものが、条例もつくと、管理規定もつくとやるという市政運営の在り方というのは、これでいいんですか。重ねて伺います。

○**田村委員長** 辻総務部長。

○**辻総務部長** 糺町庁舎でございますけれども、その庁舎の管理ということについては、米子市庁舎管理規則というのがございますので、まずは、庁舎の管理はこれにのっとって行うことと考えております。

また、分庁舎ということについてでございますけれども、自治法に定めのある支所、出張所には当たらず、また、今使っております第2庁舎も特に条例上の定めはしてないというふうに考えておまして、こちらの糺町庁舎は、位置、名称、所管区域などを条例で定めるということは考えておりません。

○**田村委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** それがどういうふうな扱いになるのか、これから市民の皆さんが判断されることだと思いますね。

もう一つ伺いますけど、このいわゆる分庁舎と言われるところの施設管理権、これはどのように定められますか。

○**田村委員長** 辻総務部長。

○**辻総務部長** 施設の管理権についてでございますが、県と市のそれぞれに管理権があるものと考えております。管理上の実務における分担等につきましては、今後、県、市に事業者も交えて協議することとしているところでございます。

○**田村委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 重ねて伺いますけれども、この糶町庁舎の公訴権ということについては、どのように定められますか。

○**田村委員長** 辻総務部長。

○**辻総務部長** 公訴権というお尋ねでございますけれども、本市、また鳥取県におきましては、公訴権ではなくて、告訴権というのは有しているというふうに考えております。鳥取県西部総合事務所新棟・米子市役所糶町庁舎においては、対等な管理者であります鳥取県知事と、そして米子市長が告訴権を有しているというふうに考えております。

○**田村委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 例えば、これちょっと参考にして、部長、見てくださいよ。こちら側が米子市の財産権を持つ壁だったと。こちら側は県が持つ財産権の壁だったと。ここが何者かによって壊されたと。誰が告訴するんですか。

○**田村委員長** 辻総務部長。

○**辻総務部長** そのようなことも現実には起こるということはあるかと思えます。また、それを誰がそのようなことをされたかというようなことも、原因がどうかというようなことも、実際には考えなくてはならないのだろうと思えます。

具体的に今、その角のところがこうなったらどうなるかという答えは持っていないところですが、それにつきましても、先ほどのお答えと同じになりますが、県と市で協議しながら解決に向けて進めていくということになると思えます。

○**田村委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 一通り質問して見解を聞きましたけどね。私は、この糶町庁舎の、庁舎の扱いだとしても実際に条例で定めもしない、今言った告訴権なのか公訴権なのか、法律の解釈ははっきり私も知りませんが、法律の判例を読むと公訴権というのが出ておまして、それをきちんと、その施設の中に誰を責任者として置くのか、あるいは市長が置くならば市長がやっていますけれども、重なった場合には、誰が訴えるのか、その部分を。こういう問題が出てきているようでございます。そういうことも含めて、いろいろと整理する部分があるんじゃないかなと、こういうふうに思ったもんですから見解をお聞きいたしました。

以上で質問を終わります。

○**田村委員長** 以上で総括質問は終わりました。

分科会審査の担当部分については、お手元に配付しております予算決算委員会分科会審査日程表及び審査担当表のとおりいたします。

次回の本委員会は、3月22日午前10時から開催いたします。

以上で本日の予算決算委員会を閉会いたします。

**午後2時31分 閉会**

米子市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

予算決算委員長 田村謙介